

# 統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 26 年 7 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

# 目 次

<b>1 統計調査の承認等の状況（総括表）</b>	1
基幹統計調査の承認	1
一般統計調査の承認	4
届出統計調査の受理	5
<b>2 基幹統計調査の承認</b>	7
商業動態統計調査（平成26年承認）（経済産業省）	7
小売物価統計調査（平成26年承認）（総務省）	12
社会教育調査（平成26年承認）（文部科学省）	15
港湾調査（平成26年承認）（国土交通省）	20
経済産業省生産動態統計調査（平成26年承認）（経済産業省）	22
<b>3 一般統計調査の承認</b>	24
バルク貨物流動調査（平成26年承認）（国土交通省）	24
民間住宅ローンの実態に関する調査（平成26年承認）（国土交通省）	26
就業形態の多様化に関する総合実態調査（平成26年承認）（厚生労働省）	27
労働経済動向調査（平成26年承認）（厚生労働省）	30
国民健康・栄養調査（平成26年承認）（厚生労働省）	34
特定サービス産業動態統計調査（平成26年承認）（経済産業省）	36
特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する実態調査（平成26年承認）（内閣府）	44
漁業就業動向調査（平成26年承認）（農林水産省）	46
<b>4 届出統計調査の受理</b>	48
(1) 新規	48
雇用創出基礎調査（平成26年届出）（埼玉県）	48
障害のある人の生活と福祉に関する調査（平成26年届出）（滋賀県）	49
廃棄物に関する県民アンケート調査（平成26年届出）（鳥取県）	50
将来のセカンドライフ意識などの調査（平成26年届出）（北九州市）	51
静岡県ひとり親家庭 生活・就労支援の需要調査（平成26年届出）（静岡県）	52
県内大学生等消費動向調査（平成26年届出）（奈良県）	53
栃木県国際経済交流調査（平成26年届出）（栃木県）	54
海岸漂着ごみの発生の抑制に関するアンケート（平成26年届出）（鳥取県）	55

認知症などが疑われる身元不明者の保護に関する現況把握調査（平成 26 年届出）（長野県）	56
仙台市消費生活基本計画策定のためのアンケート（平成 26 年届出）（仙台市）	57
青森県循環型社会形成推進計画策定に係る基礎調査（平成 26 年届出）（青森県）	58
国籍別外国人観光地入込み・宿泊施設宿泊者数調査（平成 26 年届出）（鳥取県）	59
クリエイティブ産業の実態と課題に関する調査（平成 26 年届出）（東京都）	60
さいたま市産業廃棄物処理指導計画実態調査（平成 26 年届出）（さいたま市）	61
地域国際化実態調査（平成 26 年届出）（栃木県）	63
<b>(2) 変更</b>	64
長野県産業廃棄物実態調査（平成 26 年届出）（長野県）	64
山梨県ひとり親家庭等実態調査（平成 26 年届出）（山梨県）	67
職場環境調査（平成 26 年届出）（奈良県）	68
栃木県観光客入込数・宿泊数推定調査（平成 26 年届出）（栃木県）	69
血液製剤使用量等調査（平成 26 年届出）（兵庫県）	71
新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査（平成 26 年届出）（新潟県・新潟市）	72
若年女性の雇用・活用に関するアンケート調査（平成 26 年届出）（大阪府）	74
労働状況実態調査（平成 26 年届出）（川崎市）	75
労働環境等調査（平成 26 年届出）（栃木県）	76
新潟市景況調査（平成 26 年届出）（新潟市）	77
中小企業景況調査（平成 26 年届出）（愛知県）	78
雇用管理実態調査（平成 26 年届出）（山口県）	79
市町村民経済計算作成のための基礎資料収集調査（平成 26 年届出）（宮城県）	81
労働条件等実態調査（平成 26 年届出）（宮崎県）	82
食品の安全等に関する県民意識調査（平成 26 年届出）（群馬県）	83
東京都男女雇用平等参画状況調査（平成 26 年届出）（東京都）	85
大阪府景気観測調査（平成 26 年届出・2 回目）（大阪府）	87

〔利用上の注意〕

- 1 「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下、「本月報」という。）中で「指定統計」とは、改正前の統計法（昭和 22 年法律第 18 号。以下「旧統計法」という。）第 2 条の規定に基づき、総務大臣が指定した統計をいう。
- 2 本月報中で「指定統計調査」とは、旧統計法下において、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 3 本月報中で「承認統計調査」とは、改正後の統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「新統計法」という。）により廃止された統計報告調整法（昭和 27 年法律第 148 号）の規定に基づく総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。

- 4 本月報中で「届出統計調査」とは、旧統計法下にあつては、第8条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいい、新統計法下にあつては、第24条第1項又は第25条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいう。
- 5 本月報中で「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する統計をいう。旧統計法下の指定統計のうち、新統計法施行の段階（平成21年4月1日）で引き続き作成されていたものについては、基幹統計に移行している。
- 6 本月報中で「基幹統計調査」とは、基幹統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 7 本月報中で「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう。
- 8 本月報中の目次等における調査名の後ろの「平成 年承認」「平成 年届出」については、本月報の編集に係るシステム管理上、付記しているものである。

## 基幹統計調査の承認

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
商業動態統計調査	経済産業大臣	<p>承認事項の変更 平成 27 年 7 月分からの調査の実施に当たり、以下について変更</p> <p>調査対象の範囲 丁調査（企業対象）において、新たに「家電大型専門店」、「ドラッグストア」及び「ホームセンター」を調査対象業種に追加</p> <p>報告を求める者 本調査の母集団情報を平成 24 年経済センサス-活動調査結果に変更等</p> <p>報告を求める事項 ア）丁調査の「コンビニエンスストア」調査において、地域別の商品販売額等の把握を都道府県単位に変更 イ）丙調査で把握する期末商品手持額の品目の細分化等</p> <p>集計事項 業種別販売額等について事業所調査と企業調査の結果を用いて推計する方法に変更等</p>	H26.7.10
小売物価統計調査	総務大臣	<p>承認事項の変更 消費者物価指数の平成 27 年基準改定に向けた調査品目の追加（31 品目）及び名称変更（3 品目）並びに調査系統の変更（5 品目について、各市町村での調査員による調査から総務大臣による直轄調査への変更）</p>	H26.7.15
社会教育調査	文部科学大臣	<p>承認事項の変更 本調査は、3 年周期で実施しており、平成 26 年が実施年となるが、実施時期を 1 年延期し、27 年に変更</p>	H26.7.15

<p>港湾調査</p>	<p>国土交通大臣</p>	<p>承認事項の変更  平成 27 年 1 月分からの調査の実施に当たり、以下について変更  報告を求める者  甲種港湾調査票による月次調査は「160 港」から「161 港」、乙種港湾調査票による年次調査は「557 港」から「533 港」にそれぞれ変更  集計事項  甲種港湾調査票の集計事項について、従来の TEU 単位換算のコンテナの取扱個数に、新たに TEU 単位換算前のコンテナ長さ別の取扱個数及びコンテナ種別の取扱個数を追加  調査方法  従来の調査員調査に加え、新たにオンライン調査を導入</p>	<p>H26.7.15</p>
<p>経済産業省生産動態統計調査</p>	<p>経済産業大臣</p>	<p>承認事項の変更  平成 27 年 1 月分からの調査の実施に当たり、以下について変更  調査対象品目の変更  ア) 生産規模が縮小している品目の削除 (4 品目)  イ) 生産規模が縮小している品目の統合 (9 品目 3 品目)  調査項目の削除に伴う名称変更 (1 項目)  調査票の名称変更 (1 票)</p>	<p>H26.7.17</p>
<p>学校基本調査</p>	<p>文部科学大臣</p>	<p>承認事項の変更  調査対象範囲の変更  幼保連携型認定こども園を対象範囲に追加。  調査事項の変更  ア) 幼保連携型認定こども園に係る調査票の追加及び調査事項の変更等  イ) 大学学部等への入学者に係る項目に関し、年齢別入学者数の追加</p>	<p>H26.7.30</p>

		<p>等</p> <p>ウ)中等教育学校及び高等学校の卒業者の就職状況に係る調査項目に関し、正規職員等・非正規職員等別の内訳を追加等</p> <p>調査方法の変更</p> <p>東日本大震災に伴う岩手県等における学校調査票(小学校)等の提出期限の延長措置を削除。</p>	
--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

注)本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した基幹統計調査の計画について、主な内容を掲載したものである。

## 一般統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施者
H26.7.8	バルク貨物流動調査	国土交通大臣
H26.7.8	民間住宅ローンの実態に関する調査	国土交通大臣
H26.7.10	就業形態の多様化に関する総合実態調査	厚生労働大臣
H26.7.10	労働経済動向調査	厚生労働大臣
H26.7.14	国民健康・栄養調査	厚生労働大臣
H26.7.17	特定サービス産業動態統計調査	経済産業大臣
H26.7.23	特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する実態調査	内閣総理大臣
H26.7.24	漁業就業動向調査	農林水産大臣

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査について掲載したものである。



## 届出統計調査の受理

### (1) 新規

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H26.7.4	雇用創出基礎調査	埼玉県知事
H26.7.4	障害のある人の生活と福祉に関する調査	滋賀県知事
H26.7.4	廃棄物に関する県民アンケート調査	鳥取県知事
H26.7.7	将来のセカンドライフ意識などの調査	北九州市長
H26.7.14	静岡県ひとり親家庭 生活・就労支援の需要調査	静岡県知事
H26.7.14	県内大学生等消費動向調査	奈良県知事
H26.7.18	栃木県国際経済交流調査	栃木県知事
H26.7.22	海岸漂着ごみの発生の抑制に関するアンケート	鳥取県知事
H26.7.24	認知症などが疑われる身元不明者の保護に関する現況把握調査	長野県知事
H26.7.24	仙台市消費生活基本計画策定のためのアンケート	仙台市長
H26.7.28	青森県循環型社会形成推進計画策定に係る基礎調査	青森県知事
H26.7.28	国籍別外国人観光地入込み・宿泊施設宿泊者数調査	鳥取県知事
H26.7.29	クリエイティブ産業の実態と課題に関する調査	東京都知事
H26.7.29	さいたま市産業廃棄物処理指導計画実態調査	さいたま市長
H26.7.30	地域国際化実態調査	栃木県知事

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(新規)について掲載したものである。

## (2) 変更

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H26.7.8	長野県産業廃棄物実態調査	長野県知事
H26.7.9	山梨県ひとり親家庭等実態調査	山梨県知事
H26.7.9	職場環境調査	奈良県知事
H26.7.14	栃木県観光客入込数・宿泊数推定調査	栃木県知事
H26.7.14	血液製剤使用量等調査	兵庫県知事
H26.7.15	新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査	新潟県知事 新潟市長
H26.7.16	若年女性の雇用・活用に関するアンケート調査	大阪府知事
H26.7.16	労働状況実態調査	川崎市市長
H26.7.17	労働環境等調査	栃木県知事
H26.7.22	新潟市景況調査	新潟市長
H26.7.24	中小企業景況調査	愛知県知事
H26.7.24	雇用管理実態調査	山口県知事
H26.7.28	市町村民経済計算作成のための基礎資料収集調査	宮城県知事
H26.7.30	労働条件等実態調査	宮崎県知事
H26.7.31	食品の安全等に関する県民意識調査	群馬県知事
H26.7.31	東京都男女雇用平等参画状況調査	東京都知事
H26.7.31	大阪府景気観測調査	大阪府知事

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(変更)について掲載したものである。

## 基幹統計調査の承認

【調査名】 商業動態統計調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年7月10日

【実施機関】 経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室

【目的】 本調査は、商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を明らかにするための商業動態統計調査を作成することを目的とする。

【沿革】 この調査は商業活動の動きを明らかにし、景気観測、その他経済施策上の有効な基礎資料とすることを目的として、昭和28年6月に調査が開始された。調査開始当時は3か月ごとの四半期調査（調査項目は月別商品販売額、期末商品手持額など）であったが、昭和34年10月からは、早期公表を図るため、販売額については毎月調査することに改まった。また、昭和46年7月からは、近年著しい発展をとげているチェーンストア、スーパーマーケット等の大型小売店（百貨店販売統計で調査していたものを除く）の動向を明らかにするために、商業動態統計と百貨店販売統計とを再集計して大型小売店販売統計を毎月発表した。昭和53年7月からは、調査事項、調査方法、標本設計等について大幅な改正が行われ、この際、調査対象に百貨店を含めることとしたため、百貨店販売統計（指定統計第34号）調査は、昭和53年6月限りで中止となった。このほか、平成11年4月からは、百貨店、総合スーパーと並ぶ主要な業態に成長し、近年著しく売上高が伸長しているコンビニエンスストアの販売動向をよりの確にとらえるため、新たに調査票丁（コンビニエンスストア用）が追加された。平成12年7月からは、新世代統計システムへの対応を行い、インターネットを活用したオンラインでの申告が開始された。平成14年7月からは、本社等の特定の事業所が他の調査対象事業所分を取りまとめて申告する、いわゆる「一括調査方法」が取り入れられた。また、平成27年7月からは、調査票丁に家電大型専門店等3業態を追加するとともに、都道府県別に販売額を把握することとした。

【調査の構成】 1 - 調査票甲（大規模卸売店用）、2 - 調査票乙（一般事業者用）、3 - 調査票丙（百貨店・スーパー用）、4 - 調査票丁1（コンビニエンスストア用）、5 - 調査票丁2（家電大型専門店用）、6 - 調査票丁3（ドラッグストア用）、7 - 調査票丁4（ホームセンター用）

【公表】 インターネット及び印刷物又は閲覧 商業販売統計速報：調査月の翌月下旬  
商業動態統計月報：調査月の翌々中旬

【備考】 今回の変更は、調査計画における調査対象の範囲、報告を求める者、報告を求める事項及び集計事項の変更である。

【調査票名】 1 - 調査票甲（大規模卸売店用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）統計法第2条第9項に規定する

統計基準である日本標準産業分類（平成19年11月改定）に掲げる中分類50 - 各種商品卸売業から中分類55 - その他の卸売業（細分類5598 - 代理商、仲立業を除く。）までに属する事業所のうち従業者100人以上のものであって経済産業大臣が指定するもの。（抽出枠）平成24年経済センサス - 活動調査結果

【調査方法】（選定）全数（客体数）900（配布）郵送・調査員・オンライン（収集）郵送・調査員・オンライン（記入）自計（把握時）毎月末日現在。ただし、商品販売額、営業日数、商品券販売額及びサービス売上高は、月初めから月末までの1か月間、甲調査、丙調査、丁2調査、丁3調査及び丁4調査の調査事項のうち商品手持額については、毎四半期末日現在によって行う。（系統）経済産業省 - 都道府県 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】（周期）月（実施期日）調査月の翌月10日

【調査事項】1. 事業所名、2. 事業所所在地、3. 従業者数、4. 商品販売額、5. 商品手持額

【調査票名】2 - 調査票乙（一般事業者用）

【調査対象】（地域）全国（単位）事業所・企業（属性）日本標準産業分類に掲げる中分類50 - 各種商品卸売業から中分類55 - その他の卸売業（細分類5598 - 代理商、仲立業を除く。）まで、小分類591 - 自動車小売業（細分類5914 - 二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。）、小分類593 - 機械器具小売業及び小分類605 - 燃料小売業に属する事業所のうち、経済産業大臣が指定するもの（3の（2）の、3の（2）のに規定するもの及び3の（2）のからに規定する対象企業の傘下事業所を除く。）並びに日本標準産業分類に掲げる中分類56 - 各種商品小売業から中分類61 - 無店舗小売業まで（小分類591 - 自動車小売業（細分類5914 - 二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。）、小分類593 - 機械器具小売業及び小分類605 - 燃料小売業を除く。）に属する事業所のうち、従業者20人以上のもの（3の（2）のに規定するもの及び3の（2）のからに規定する対象企業の傘下事業所を除く。）であって経済産業大臣が指定するもの及び従業者19人以下のもの（3の（2）のからに規定する対象企業の傘下事業所を除く。）であって経済産業大臣が指定する地域に存在するもの。（抽出枠）平成24年経済センサス - 活動調査結果

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）12,500 / 1,410,000（配布）調査員・オンライン（収集）調査員・オンライン（記入）自計（把握時）毎月末日現在。ただし、商品販売額、営業日数、商品券販売額及び

サービス売上高は、月初めから月末までの1か月間、甲調査、丙調査、丁2調査、丁3調査及び丁4調査の調査事項のうち商品手持額については、毎四半期末日現在によって行う。（系統）経済産業省 - 都道府県 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】（周期）月（実施期日）調査月の翌月10日

【調査事項】 1．事業所名、2．事業所所在地、3．従業者数、4．商品販売額

【調査票名】 3 - 調査票丙（百貨店・スーパー用）

【調査対象】（地域）全国（単位）事業所（属性）日本標準産業分類に掲げる中分類56 - 各種商品小売業から中分類60 - その他の小売業までに属する事業所のうち従業者50人以上のものであって、経済産業大臣が指定するもの（3の（2）の から に規定する対象企業の傘下事業所を除く。）（抽出枠）平成24年経済センサス - 活動調査結果

【調査方法】（選定）全数（客体数）5,300（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎月末日現在。ただし、商品販売額、営業日数、商品券販売額及びサービス売上高は、月初めから月末までの1か月間、甲調査、丙調査、丁2調査、丁3調査及び丁4調査の調査事項のうち商品手持額については、毎四半期末日現在によって行う。（系統）経済産業省 - 報告者

【周期・期日】（周期）月（実施期日）調査月の翌月15日

【調査事項】 1．事業所名、2．事業所所在地、3．売場面積、4．従業者数、5．営業日数、6．商品販売額、7．商品券販売額、8．商品手持額

【調査票名】 4 - 調査票丁1（コンビニエンスストア用）

【調査対象】（地域）全国（単位）企業（属性）日本標準産業分類に掲げる細分類5891 - コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）に属する事業所（以下単に「コンビニエンスストア」という。）を自ら経営する企業又はコンビニエンスストア事業（主としてコンビニエンスストアを経営する者に対し、定型的な約款による契約に基づき継続的に、商品を販売し、又は販売をあっせんし、かつ、経営に関する指導を行う事業をいう。）を行う企業のうち500店以上の店舗を有するものであって、経済産業大臣が指定するもの。（抽出枠）平成24年経済センサス - 活動調査結果

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）約10（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎月末日現在（系統）経済産業省 - 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)調査月の翌月15日

【調査事項】 1.企業名、2.商品販売額、3.サービス売上高、4.店舗数

【調査票名】 5 - 調査票丁2 (家電大型専門店用)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)日本標準産業分類に掲げる細分類5931 - 電気機械器具小売業(中古品を除く)又は細分類5932 - 電気事務機械器具小売業(中古品を除く)に属する事業所を有する企業で、経済産業大臣が指定するもの。(抽出枠)平成24年経済センサス - 活動調査結果

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)24 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎月末日現在。ただし、商品販売額、営業日数、商品券販売額及びサービス売上高は、月初めから月末までの1か月間、甲調査、丙調査、丁2調査、丁3調査及び丁4調査の調査事項のうち商品手持額については、毎四半期末日現在によって行う。(系統)経済産業省 - 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)調査月の翌月15日

【調査事項】 1.企業名、2.商品販売額、3.店舗数、4.商品手持額

【調査票名】 6 - 調査票丁3 (ドラッグストア用)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)日本標準産業分類に掲げる細分類6031 - ドラッグストアに属する事業所を有する企業で、経済産業大臣が指定するもの。(抽出枠)平成24年経済センサス - 活動調査結果

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)67 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎月末日現在。ただし、商品販売額、営業日数、商品券販売額及びサービス売上高は、月初めから月末までの1か月間、甲調査、丙調査、丁2調査、丁3調査及び丁4調査の調査事項のうち商品手持額については、毎四半期末日現在によって行う。(系統)経済産業省 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)調査月の翌月15日

【調査事項】 1.企業名、2.商品販売額、3.店舗数、4.商品手持額

【調査票名】 7 - 調査票丁4 (ホームセンター用)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)日本標準産業分類に掲げる細分類6091 - ホームセンターに属する事業所を有する企業で、経済産業大臣が指定するもの。(抽出枠)平成24年経済センサス - 活動調査結果

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)52 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎月末日現在。ただし、商品販売額、営業日数、商品券販売額及びサービス売上高は、月初めから月末までの1か月間、甲調査、丙調査、丁2調査、丁3調査及び丁4調査の調査事項のうち商品手持額については、毎四半期末日現在によって行う。(系統)経済産業省-報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)調査月の翌月15日

【調査事項】 1.企業名、2.商品販売額、3.店舗数、4.商品手持額

【調査名】 小売物価統計調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年7月15日

【実施機関】 総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室

【目的】 本調査は、小売物価統計（国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向及び地域別、事業所の形態別等の物価を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。

【沿革】 平成25年に、地域別価格差、店舗形態別価格及び銘柄別価格を毎年把握するための調査が創設された。

【調査の構成】 1 - 小売物価統計調査（動向編（価格）） 2 - 小売物価統計調査（構造編（家賃）） 3 - 小売物価統計調査（構造編（地域別）） 4 - 小売物価統計調査（構造編（店舗形態別）） 5 - 小売物価統計調査（構造編（銘柄別））

【公表】 インターネットに掲載、閲覧に供する方法等で公表。

【備考】 今回の変更は、消費者物価指数の平成27年基準改定に合わせ、小売物価統計調査の調査品目の追加、調査担当者の変更及び調査品目の名称変更を行うものである。

【調査票名】 1 - 小売物価統計調査（動向編（価格））

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）商品の販売又はサービスの提供が事業として行われている事業所 （抽出枠）調査対象は総務大臣が指定する167市町村（宿泊調査の対象施設が所在する市町村を含めると計227市町村）の約28000事業所

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）28,000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）自計 （把握時）調査実施期日現在 （系統）総務省 - 都道府県 - 統計調査員 - 報告者

【周期・期日】 （周期）毎月 （実施期日）毎月の12日含む週の水曜日、木曜日または金曜日。ただし、一部の生鮮食料品等については、毎月の5日、12日及び22日を含む各週の水曜日、木曜日又は金曜日

【調査事項】 総務省統計局長が指示する一定の銘柄の小売価格又は料金及びこれらに附帯する事項（事業所の名称、事業主の氏名、所在地等）

【調査票名】 2 - 小売物価統計調査（構造編（家賃））

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯 （属性）民営借家に居住している世帯 （抽出枠）総務大臣が定める調査地域内において無作為抽出した調査地区に居住する民営借家世帯を、都道府県知事が選定

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）25,000 （配布）調査員 （収集）



調査員（記入）自計（把握時）調査実施期日現在（系統）家賃（民営借家）総務省 - 都道府県 - 統計調査員 - 報告者

【周期・期日】（周期）毎月（実施期日）毎月の12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日

【調査事項】 民営借家の家賃及び附随する事項（住宅の延面積）

【調査票名】 3 - 小売物価統計調査（構造編（地域別））

【調査対象】（地域）全国（単位）事業所（属性）商品の販売又はサービスの提供が事業として行われている事業所（抽出枠）総務大臣が定める調査地域内において、都道府県知事が、当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）500（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）（系統）総務省 - 都道府県 - 報告者

【周期・期日】（周期）隔月（奇数月）（平成25年1月以後）（実施期日）毎月の12日を含む週の水曜日。ただし、宿泊料については、毎月の5日を含む週の水曜日（休日の前日である場合にあっては、翌週の月曜日）及び土曜日

【調査事項】 総務省統計局長が指示する一定の銘柄の小売価格又は料金及びこれらに附随する事項（事業所の名称、事業主の氏名、所在地等）

【調査票名】 4 - 小売物価統計調査（構造編（店舗形態別））

【調査対象】（地域）全国（単位）事業所（属性）商品の販売又はサービスの提供が事業として行われている事業所（抽出枠）総務大臣が定める調査地域内において、都道府県知事が、必要な店舗の形態別に、当該品目を販売し、又は提供している代表的な事務所を選定する。

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）1,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）（系統）総務省 - 都道府県 - 報告者

【周期・期日】（周期）隔月（偶数月）（平成25年1月以後）（実施期日）毎月の12日を含む週の水曜日。ただし、宿泊料については、毎月の5日を含む週の水曜日（休日の前日である場合にあっては、翌週の月曜日）及び土曜日

【調査事項】 総務省統計局長が指示する一定の銘柄の小売価格又は料金及びこれらに附随する事項（事業所の名称、事業主の氏名、所在地等）

【調査票名】 5 - 小売物価統計調査（構造編（銘柄別））

【調査対象】（地域）（単位）事業所（属性）商品の販売又はサービスの提供が事

業として行われている事業所（抽出枠）総務大臣が定める調査地域内において、都知事が当該品目を販売し、又は提供している代表的な事務所を選定する。

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）15（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）調査実施期日現在（系統）総務省 - 都道府県 - 報告者

【周期・期日】（周期）隔月（偶数月）（平成25年1月以後）（実施期日）毎月12日を含む週の金曜日。ただし、宿泊料については、毎月5日を含む週の金曜日（休日の前日である場合にあっては、翌週の月曜日）及び土曜日

【調査事項】総務省統計局長が指示する一定の銘柄の小売価格又は料金及びこれらに附随する事項（事業所の名称、事業主の氏名、所在地等）

【調査名】 社会教育調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年7月15日

【実施機関】 文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室

【目的】 本調査は、社会教育行政に必要な社会教育に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和30年度に開始され、昭和50年度までは3年から5年ごとに実施され、それ以降は3年周期で実施されてきたものである。昭和59年度調査においては「青少年教育施設調査」及び「婦人教育施設調査」（平成14年度調査から「女性教育施設調査」に名称変更）が加えられ、昭和62年度調査においては「文化会館調査」が加えられた。また、平成20年度調査においては「生涯学習・社会教育施設等調査」（文部科学省が実施していた旧統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づく統計報告の徴集）が本調査に統合されたほか、新たに「生涯学習センター調査」が加えられた。さらに、平成21年4月に法が全面施行されたことに伴い、法第2条第4項第3号に規定する基幹統計（社会教育調査）を作成するための基幹統計調査として位置付けられている。

【調査の構成】 1 - 社会教育行政調査票 2 - 公民館調査票 3 - 図書館調査票 4 - 博物館調査票 5 - 青少年教育施設調査票 6 - 女性教育施設調査票 7 - 体育施設調査票 8 - 文化会館調査票 9 - 生涯学習センター調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（社会教育調査中間報告：調査実施年度の翌年7月、社会教育調査報告書：調査実施年度の翌々年3月）

【備考】 今回の変更は、前回調査が平成23年10月から実施されており、本調査の周期が3年であることから、次回の調査は本来であれば26年10月に実施することとなるが、実施時期を1年延期し、27年10月に実施するための一部変更である。

【調査票名】 1 - 社会教育行政調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）地方公共団体 （属性）都道府県教育委員会及び市町村教育委員会（特別区教育委員会、教育事務組合、広域連合及び共同設置の教育委員会を含む。）

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1,805 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）平成27年10月1日現在 （系統）文部科学省 - 報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成27年10月1日～12月10日

【調査事項】 1．教育委員会事務局の社会教育関係職員に関する事項、2．社会教育委員等に関する事項、3．社会教育関連事業の実施状況、4．関係法人数

【調査票名】 2 - 公民館調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)1.社会教育法第21条の規定に基づき設置された公民館、2.社会教育法第42条に規定する公民館類似施設のうち、市町村が設置した施設で市町村教育委員会が所管するもの (抽出枠)文部科学省が保管する「社会教育施設等名称ファイル 公民館」名簿

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)15,399 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成27年10月1日現在 (系統)文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 報告者、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 市町村教育委員会 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成27年10月1日~12月10日

【調査事項】 1.名称及び所在地、2.施設の種別、3.設置者及び管理者に関する事項、4.職員に関する事項、5.施設・設備に関する事項、6.事業実施に関する状況、7.施設の利用状況、8.ボランティア活動に関する事項、9.公民館運営審議会等の設置状況

【調査票名】 3 - 図書館調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)1.図書館法第2条に規定する図書館、2.図書館法第29条に規定する図書館同種施設のうち、地方公共団体が設置したもの (抽出枠)文部科学省が保管する「社会教育施設等名称ファイル 図書館」名簿

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)3,274 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成27年10月1日現在 (系統)文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 報告者、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 市町村教育委員会 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成27年10月1日~12月10日

【調査事項】 1.名称及び所在地、2.本館又は分館の別、3.設置者及び管理者に関する事項、4.職員に関する事項、5.施設・設備に関する事項、6.事業実施に関する事項、7.資料の状況、8.ボランティア活動に関する事項、9.図書館協議会等の設置状況

【調査票名】 4 - 博物館調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)1.博物館法第2条に規定する博物館、2.博物館法第29条に規定する博物館に相当する施設、3.博物館と同種の事業を行い、博物館法第29条に規定する博物館に相当する施設と同等以上の規模の施設 (抽出枠)文部科学省が保管する「社会教育施設

等名称ファイル 博物館」名簿及び「社会教育施設等名称ファイル 博物館  
類似施設」名簿

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)5,747 (配布)郵送・オンライン (取  
集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成27年10月1日現  
在 (系統)文部科学省 - 報告者、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 報告  
者、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 市町村教育委員会 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成27年10月1日～12月10日

【調査事項】 1.名称及び所在地、2.施設の種別、3.設置者及び管理者に関する事  
項、4.職員に関する事項、5.施設・設備に関する事項、6.事業実施に  
関する事項、7.資料の状況、8.ボランティア活動に関する事項、9.博  
物館協議会等の設置状況

【調査票名】 5 - 青少年教育施設調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)青少年のために団体宿泊訓練又  
は各種の研修を行い、あわせてその施設を青少年の利用に供する目的で、地  
方公共団体又は独立行政法人が設置した社会教育施設 (抽出枠)文部科学  
省が保管する「社会教育施設等名称ファイル 青少年教育施設」名簿

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)1,048 (配布)郵送・オンライン (取  
集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成27年10月1日現  
在 (系統)文部科学省 - 報告者、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 報  
告者、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 市町村教育委員会 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成27年10月1日～12月10日

【調査事項】 1.名称及び所在地、2.施設の種別、3.設置者及び管理者に関する事  
項、4.職員に関する事項、5.施設・設備に関する事項、6.事業実施に  
関する事項、7.施設の利用状況、8.ボランティア活動に関する事項

【調査票名】 6 - 女性教育施設調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)女性又は女性教育指導者のため  
に各種の研修又は情報提供等を行い、あわせてその施設を女性の利用に供す  
る目的で、地方公共団体、独立行政法人又は一般社団法人・一般財団法人(特  
例民法法人を含む。)が設置した社会教育施設 (抽出枠)文部科学省が保  
管する「社会教育施設等名称ファイル 女性教育施設」名簿

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)375 (配布)郵送・オンライン (取  
集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成27年10月1日現在 (系  
統)文部科学省 - 報告者、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 報告者、文部  
科学省 - 都道府県教育委員会 - 市町村教育委員会 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成27年10月1日~12月10日

【調査事項】 1.名称及び所在地、2.設置者及び管理者に関する事項、3.職員に関する事項、4.施設・設備に関する事項、5.事業実施に関する事項、6.施設の利用状況、7.ボランティア活動に関する事項

【調査票名】 7 - 体育施設調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)一般の利用に供する目的で地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置した体育館、水泳プール及び運動場等のスポーツ施設 (抽出枠)文部科学省が保管する「社会教育施設等名称ファイル 社会体育施設」名簿及び「社会教育施設等名称ファイル 民間体育施設」名簿

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)43,514 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成27年10月1日現在 (系統)文部科学省 - 報告者、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 報告者、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 市町村教育委員会 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成27年10月1日~12月10日

【調査事項】 1.名称及び所在地、2.設置者及び管理者に関する事項、3.施設の種類、4.職員に関する事項、5.施設・設備に関する事項、6.事業実施に関する事項、7.ボランティア活動に関する事項

【調査票名】 8 - 文化会館調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置する文化会館(劇場、市民会館、文化センター等)で座席数300以上のホールを有するもの (抽出枠)文部科学省が保管する「社会教育施設等名称ファイル 文化会館」名簿

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)1,907 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成27年10月1日現在 (系統)文部科学省 - 報告者、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 報告者、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 市町村教育委員会 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成27年10月1日~12月10日

【調査事項】 1.名称及び所在地、2.設置者及び管理者に関する事項、3.職員に関する事項、4.施設・設備に関する事項、5.事業実施に関する事項、6.ボランティア活動に関する事項

【調査票名】 9 - 生涯学習センター調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)地域における生涯学習を推進す

るための中心機関として地方公共団体が設置した施設（抽出枠）文部科学省が保管する「社会教育施設等名称ファイル 生涯学習センター」名簿

【調査方法】（選定）全数（客体数）409（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）平成27年10月1日現在（系統）文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 報告者、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 市町村教育委員会 - 報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成27年10月1日～12月10日

【調査事項】1．名称及び所在地、2．設置者及び管理者に関する事項、3．職員に関する事項、4．施設・設備に関する事項、5．事業実施に関する事項、6．施設の利用状況、7．ボランティア活動に関する事項

【調査名】 港湾調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年7月15日

【実施機関】 国土交通省総合政策局情報政策本部情報政策課交通経済統計調査室

【目的】 本調査は、港湾統計（港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資することを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。

【沿革】 この調査は、明治38年に内務省が河川、道路、港湾などについて全国にわたり臨時調査を行った際に、明治38年以前における5年もしくは10数年にわたる出入船舶、出入貨物について調査を行ったのが発端で、その後明治39年と明治40年に内務省が再び全国の約700港について港湾調査を行い、その結果を明治42年12月20日に「大日本帝国港湾統計」として内務省土木局の名において公刊したのが始まりである。これ以来「港湾統計」は毎年公表されている。調査資料の提出については、当初は訓令によって規定された。その後、昭和4年に資源調査法が公布されて、同法に基づき「港湾資源調査規則」が公布、同年12月1日から施行され、同規則について指定された港湾について毎年調査することになった。また、昭和22年3月26日統計法が公布され、同年5月1日から施行となった際、資源調査法は廃止され、港湾調査はこの根拠法を欠くこととなったが、統計法施行後まもない昭和22年6月19日に指定統計として承認された。運輸省はこの承認によって昭和22年10月1日省令第24号を以って港湾調査規則を公布し、翌年1月1日から施行したが、昭和26年3月10日運輸省令第13号によって抜本的な改正が行われ、港湾調査は、1.取扱貨物量等の港湾の利用状況調査（毎月又は毎年）と2.港湾の沿革、自然状況、施設状況等の静態調査（毎年3月末現在）とから成り立つこととなった。その後、調査対象港湾の変更、調査票様式の見直し及び規定の整備が行われたが、2.の静態調査については、港湾法第49条の2に基づく港湾台帳で担保することとなり、昭和55年12月22日運輸省令第44号をもって、これを廃止した。また、調査の合理化を図るため、昭和57年12月27日運輸省令第35号をもって、調査対象港湾の全面見直しを行うとともに、自動車航送の実態をよりの確に把握するため航送車輛については車種別台数に基づいて集計を行うこととなった。その後、平成5年10月運輸省令第30号をもって、貨物形型別コンテナ、シャーシ、その他の調整を加えた。また平成12年内から調査対象港湾の見直しを行うとともに調査票の整理・統合等を行った。さらに、平成15年4月から海上貨物通関情報処理システムを利用した税関申告情報の活用を開始した。

【調査の構成】 1 - 港湾調査（甲種港湾調査票） 2 - 港湾調査（乙種港湾調査票）

【公表】 インターネット（国土交通省ホームページ及びe-Stat）及び印刷物

【備考】 今回の変更は、報告を求める者、集計事項及び調査方法の変更である。



【調査票名】 1 - 港湾調査（甲種港湾調査票）

【調査対象】（地域）全国（単位）港湾（属性）

【調査方法】（選定）全数（客体数）161（配布）調査員・オンライン（収集）  
調査員・オンライン（記入）自計（把握時）毎月（系統）国土交通省  
- 都道府県 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】（周期）毎月（実施期日）毎月、提出期限：調査月翌月10日

【調査事項】1．入港船舶、2．船舶乗降人員、3．海上出入貨物、4．本船荷役、5．  
泊地及び係船岸

【調査票名】 2 - 港湾調査（乙種港湾調査票）

【調査対象】（地域）全国（単位）港湾（属性）

【調査方法】（選定）全数（客体数）533（配布）調査員・オンライン（収集）  
調査員・オンライン（記入）自計（把握時）毎年（1月～12月）（系  
統）国土交通省 - 都道府県 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】（周期）1年（実施期日）乙種港湾は毎年、提出期限：調査年翌年の  
1月末日

【調査事項】1．入港船舶、2．船舶乗降人員、3．海上出入貨物

【調査名】 経済産業省生産動態統計調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年7月17日

【実施機関】 経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室

【目的】 本調査は、鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 生産動態統計調査は、昭和23年に、当時の連合国軍総司令部の要請を受けて、生産動態の把握及び経済統制下における物資の需給調整上の資料としての利用を目的として開始された。昭和26年の経済統制の解除により物資の需給調整という副次的利用目的が大幅に後退したのを契機として、昭和28年に経済統計への移行に重点を置いた大幅改正が行われた。その後の大きな改正としては、昭和48年のコンピュータ処理に伴う統計の体系整備のための調査品目、調査項目の簡素化、昭和56年の商鉱工業エネルギー消費統計調査（現在の「経済産業省特定業種石油等消費統計調査」（基幹統計調査））の開始に伴うエネルギー関連項目の簡素化が挙げられる。さらに平成12年1月分の調査からは、新世代統計システムの導入に伴い、調査票様式、調査票の提出方法等の変更がなされている。平成14年には、鉱工業生産における各製品の市場規模の変化等最近の産業構造の変化を踏まえ、調査対象品目、調査事項、調査対象範囲及び調査票の見直しに関する統一基準を定め、年間出荷額が低下している品目を削除する一方、最近成長が見られる品目を追加する等の調査対象品目の変更を行うなどの大規模な変更が行われている。平成16年には、印刷業に関する調査票が新設されている。平成18年には、非鉄金属製品月報と光ファイバー製品月報の統合が行われた。平成22年には、生産規模が縮小等した調査対象品目を削除及び統合するとともに、調査事項のうち「燃料・電力」の廃止、「労務」の「月末常用従業者数」を「月末従事者数」に名称変更及び「月間実働延人員」の削除等の変更を行い、調査対象品目数1,671品目、月報数111月報となった。

【調査の構成】 1 - それぞれの品目ごとの月報

【公表】 インターネット及び印刷物（速報：翌月末、確報：翌々月中旬、年報：翌年6月）

【備考】 今回の変更は、「調査票」、調査項目、「調査品目」、「調査対象品目」等の変更による。

【調査票名】 1 - それぞれの品目ごとの月報

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）1．別表第1に掲げる鉱産物及び工業品（以下「生産品目」という。）を生産（加工を含む。）する者であって、別表第1で生産品目別に掲げる範囲に属する事業所、2．前項に掲げる事業所の生産品目の販売の管理を行っている事業所又は前項に掲げる事業

所へ生産品目について生産の委託を行っている事業所であって、別表第1で生産品目別に掲げる範囲に属する事業所(以下「特定事業所」という。)(抽出枠)規模以上悉皆調査

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)17,000 (配布)郵送・調査員・オンライン(電子メール) (収集)郵送・調査員・オンライン(電子メール) (記入)自計 (把握時)毎月末日現在 (系統)1.経済産業省-都道府県-調査員-報告者、2.経済産業省-経済産業局-調査員-報告者、3.経済産業省-都道府県-報告者、4.経済産業省-経済産業局-報告者、5.経済産業省-報告者

【周期・期日】 (周期)毎月(平成27年1月調査以降) (実施期日)翌月10日(対経済産業局長及び都道府県知事)、翌月15日(対経済産業大臣)

【調査事項】 1.生産、2.受入、3.消費、4.出荷、5.在庫、6.原材料、7.従事者、8.生産能力及び設備

## 一般統計調査の承認

【調査名】 バルク貨物流動調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年7月8日

【実施機関】 国土交通省港湾局計画課企画室

【目的】 本調査は、バルク貨物（「コンテナ貨物」及び「トラック・トレーラーに積載されRORO船等により輸送される貨物」を除くすべての貨物。すなわち、バラ積みのドライバルク、原油等の液体バルク、完成自動車等が対象となり、船種としては、在来船、タンカー、PCC船（自動車専用船）のほか、各種専用船で輸送する貨物を対象とする。）の流動実態を的確に把握し、我が国の産業や国民生活に欠かせない資源・エネルギー・食糧等をはじめとするバルク貨物の、より効率的な輸送体制を確立するための基礎資料を作成することを目的とする。  
貨物をトラックやフォークリフトで積み卸す（水平荷役方式）ために、船尾や船側ゲートを有する船舶。

【調査の構成】 1 - バルク貨物流動調査 調査票（その2（内陸部流動）輸移出用） 2  
- バルク貨物流動調査 調査票（その2（内陸部流動）輸移入用）

【公表】 報告書及びインターネットにより公表（実施年の翌年5月下旬）

【調査票名】 1 - バルク貨物流動調査 調査票（その2（内陸部流動）輸移出用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）1 . 外航（本邦の事業者が運航する船舶）：海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業を営む者で、船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令第2条第4項に規定する外航船舶運航事業を営む者、2 . 外航（海外の事業者が運航する船舶）：外航船舶代理店業協会に加盟する、海上運送法第2条第9項に規定する海運代理店業を営む者で、総代理店である事業者、3 . 内航：日本内航海運組合総連合会に加盟する、内航海運業法第2条第2項に規定する内航海運業（内航運送をする事業）を営む者で、元請オペレータである事業者（抽出枠）  
1 . 外航（本邦の事業者が運航する船舶）外航海運運航実績報告事業者名簿、  
2 . 外航（海外の事業者が運航する船舶）外航船舶代理店業協会加盟社名簿、  
3 . 内航、日本内航海運組合総連合会提供の元請オペレータ名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）約330（外航（運航事業者が本邦の事業者）126、外航（運航事業者が海外の事業者）29、内航、172）（配布）郵送・オンライン・その他（FAX）（収集）郵送・オンライン・その他（FAX）（記入）自計（把握時）実施年の11月1日から11月30日までの間（系統）国土交通省（港湾局）- 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年（実施期日）実施年の10月15日～12月14日

【調査事項】 1 . 貨物の出荷施設の種類、2 . 出荷施設での貨物の取り扱い、3 . 出荷

施設から船舶までの荷役機械、4．貨物の仕出地（住所）、5．貨物の仕出場所の種類、6．仕出場所から出荷施設までの輸送機関、7．荷送人業種、8．貨物量

【調査票名】 2 - バルク貨物流動調査 調査票（その2（内陸部流動）移入用）

【調査対象】（地域）全国（単位）事業所（属性）1．外航（本邦の事業者が運航する船舶）：海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業を営む者で、船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令第2条第4項に規定する外航船舶運航事業を営む者、2．外航（海外の事業者が運航する船舶）：外航船舶代理店業協会に加盟する、海上運送法第2条第9項に規定する海運代理店業を営む者で、総代理店である事業者、3．内航：日本内航海運組合総連合会に加盟する、内航海運業法第2条第2項に規定する内航海運業（内航運送をする事業）を営む者で、元請オペレータである事業者（抽出枠）

- 1 .外航(本邦の事業者が運航する船舶)外航海運運航実績報告事業者名簿、
- 2 .外航(海外の事業者が運航する船舶)外航船舶代理店業協会加盟社名簿、
- 3 .内航、日本内航海運組合総連合会提供の元請オペレータ名簿

【調査方法】（選定）全数（客体数）約330（外航（運航事業者が本邦の事業者）126、外航（運航事業者が海外の事業者）29、内航、172）（配布）郵送・オンライン・その他（FAX）（収集）郵送・オンライン・その他（FAX）（記入）自計（把握時）実施年の11月1日から11月30日までの間（系統）国土交通省（港湾局）- 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）実施年の10月15日～12月14日

【調査事項】1．貨物の入荷施設の種類、2．入荷施設での貨物の取扱い、3．船舶から入荷施設までの荷役機械、4．貨物の仕向地（住所）、5．入荷施設から仕向地までの輸送機関、6．貨物の仕向場所の種類、7．荷送人業種、8．貨物量

【調査名】 民間住宅ローンの実態に関する調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年7月8日

【実施機関】 国土交通省住宅局総務課民間事業支援調整室

【目的】 本調査は、民間住宅ローンの供給状況の実態について把握し、独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援業務等についての効果の把握、改善の検討及びその他住宅金融政策の企画・立案に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 民間住宅ローンの実態に関する調査票

【公表】 国土交通省HP掲載及び冊子配布（翌年3月まで）

【備考】 今回の変更は、報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間、報告を求めるために用いる方法並びに使用する統計基準の変更である。

【調査票名】 1 - 民間住宅ローンの実態に関する調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）住宅ローンを供給している民間金融機関（抽出枠）民間金融機関に係る業界団体（全国銀行協会、農林中央金庫、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、生命保険協会、日本損害保険協会、全国労働金庫協会、信託協会及び日本モーゲージバンカー協議会）が保有する会員機関データ及び前年の本調査対象者名簿から、住宅ローンの供給実績のある金融機関をすべて報告者に選定している。

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1,500 （配布）郵送・オンライン・その他（FAX）（取集）郵送・オンライン・その他（FAX）（記入）自計（把握時）調査実施年度の前年度末（3月31日）又は調査実施年度の前年度の1年間（4月1日から3月31日まで）ただし、調査票の一部は、平成22年度から25年度までの期間（系統）国土交通省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1年 （実施期日）毎年10月から11月まで

【調査事項】 1.【個人向け住宅ローンについて】（1）個人向け住宅ローンの供給量の実態、（a）個人向け住宅ローン全体の実績（金利タイプ別）、（b）新築住宅の建築・購入等に係る個人向け住宅ローンの実績、（c）中古住宅の購入等に係る個人向け住宅ローンの実績、（d）他の住宅ローンからの借換えの実績、（2）住宅ローンに関する審査基準等、（a）融資審査内容、（3）固定期間が10年超の住宅ローンのリスクヘッジの手段、（a）リスクヘッジの手段の具体的内容、2.【個人向け住宅ローン以外の供給量の実態】（a）賃貸住宅の建設・購入に係る融資（アパートローン）の実績、3.【住宅ローンの商品のラインナップ】

【調査名】 就業形態の多様化に関する総合実態調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年7月10日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課

【目的】 近年、非正規雇用の労働者が増加傾向にあるが、非正規雇いで働く労働者の雇用の安定や処遇の改善に向けて、公正な待遇の確保に必要な施策を示すことが必要となっている。そのためには、基礎データとして就業形態ごとの実態を経年変化も含めて的確に把握することが重要である。本調査は、正社員及び正社員以外の労働者のそれぞれの就業形態について、事業所側、労働者側の双方から意識的な面を含めて把握することで、多様な就業形態に関する諸問題に的確に対応した雇用政策の推進等に資することを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和62年に「就業形態の多様化に関する実態調査」として開始した。平成6年に調査の名称を「就業形態の多様化に関する総合実態調査」に変更し、現在に至っている。また、平成22年から調査員調査から郵送調査に変更した。

【調査の構成】 1 - 就業形態の多様化に関する総合実態調査（事業所票） 2 - 業形態の多様化に関する総合実態調査（個人票）

【公表】 概況及び詳細とも、インターネット（e - s t a t）及び印刷物

【備考】 今回の変更は、調査対象の範囲、報告を求める者、報告を求める事項等の変更である。

【調査票名】 1 - 就業形態の多様化に関する総合実態調査（事業所票）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に基づく次の産業に属し、常用労働者を5人以上雇用している事業所及び当該事業所において就業している労働者とする。「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」（家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」（外国公務を除く。）（抽出枠）事業所母集団データベース（平成24年次フレーム）を母集団とし、産業、事業所規模別に層化無作為抽出により選定する。

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）17,000 / 1,800,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成26年10月1日現在 （系統）厚生労働省 - 報告者

【周期・期日】 （周期）不定期 （実施期日）平成26年9月26日～10月15日

【調査事項】 1. 事業所の属性 （1）事業所が属する企業規模、事業所の常用労働者

数、事業所の形態、(2)労働者派遣事業の有無、派遣労働者数、(3)労働者の区分、性、雇用期間の定めの有無別労働者数、(4)就業形態、性別労働者数、(5)請負労働者の有無、請負労働者数、(6)物の製造を行っている請負労働者の有無、請負労働者数、2.労働者比率の変化、(1)3年前と比較した正社員数の変化、(2)3年前と比較した正社員以外の労働者比率の変化、比率が上昇した就業形態、(3)正社員以外の労働者比率の変化の予測、今後比率が上昇すると思われる就業形態、3.正社員以外の労働者を活用する理由、4.正社員以外の労働者の活用上の問題点、5.就業形態別各種制度の適用状況

【調査票名】 2 - 就業形態の多様化に関する総合実態調査(個人票)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に基づく次の産業に属し、常用労働者を5人以上雇用している事業所及び当該事業所において就業している労働者とする。「鉱業,採石業,砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「卸売業,小売業」、「金融業,保険業」、「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業」(家事サービス業を除く。),「教育,学習支援業」、「医療,福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」(外国公務を除く。)(抽出枠)事業所調査の調査対象事業所を産業、事業所規模別に層化し、事業所を第1次抽出単位、当該事業所において就業している労働者を第2次抽出単位とした層化二段無作為抽出により選定する。

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)59,000/44,000,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成26年10月1日現在 (系統)配布:厚生労働省-民間事業者-事業調査対象事業所-報告者 回収:報告者-厚生労働省

【周期・期日】 (周期)不定期 (実施期日)平成26年9月26日~10月15日

【調査事項】 1.個人の属性 (1)性、年齢階級、(2)最終学歴または在学の状況、(3)同居家族の有無及び同居家族の続柄、同居している子どもの人数、末子の年齢階級、(4)主な収入源、2.就業の実態について (1)現在の就業形態、(2)在籍期間、(3)雇用期間の定めの有無、1回当たりの雇用契約期間、雇用契約の変更希望の有無、(4)現在の職種、(5)正社員以外の労働者の現在の就業形態を選択した理由、(6)最終学校卒業後の就業形態、正社員及び出向社員以外の就業形態で働いた通算期間、(7)今後の働き方、今後の就業形態に対する希望、(8)正社員になりたい理由、3.賃



金等について ( 1 ) 賃金額を算定する際の基礎となる給与形態、( 2 ) 平成 2 6 年 9 月の賃金総額 ( 賃金階級 ) ( 3 ) 平均的な 1 週間の実労働時間数 ( 時間数階級 ) 実労働時間数に対する希望、希望する実労働時間数 ( 時間数階級 ) 4 . 各種制度、満足度について ( 1 ) 現在の会社における各種制度の適用状況、適用希望状況、( 4 ) 現在の職場での満足度

【調査名】 労働経済動向調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年7月10日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課

【目的】 本調査は、景気の変動、労働力需給の変化等が、雇用、労働時間等に及ぼしている影響や、それらに関する今後の見通し、対応策等について調査し、労働経済の変化の方向、当面の問題等を迅速に把握し、労働政策の基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 労働経済動向調査票（2月調査）、 2 - 労働経済動向調査票（5月調査）、 3 - 労働経済動向調査票（8月調査）、 4 - 労働経済動向調査票（11月調査）

【公表】 インターネット及び印刷物（概要：調査実施月の翌月、詳細：調査実施年の翌年2月）

【備考】 今回の変更は、平成27年2月以降の調査について、従前の調査計画のうち、主に報告を求める事項の一部を変更するものである。

【調査票名】 1 - 労働経済動向調査票（2月調査）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類の大分類のうち、「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」（学術研究のうち、学術・研究開発機関を除く。）、「宿泊業、飲食サービス業」（飲食サービス業のうち、バー、キャバレー、ナイトクラブを除く。）、「生活関連サービス業、娯楽業」（生活関連サービス業のうち、家事サービス業、火葬・墓地管理業及び冠婚葬祭業を除く。）、「医療、福祉」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（政治・経済・文化団体、宗教、その他サービス業及び外国公務を除く。）に属し、常用労働者30人以上の民営事業所（抽出枠）事業所母集団データベース（平成24年次フレーム）による名簿を抽出名簿とし、産業別の労働者数による確率比例抽出

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）5,800/220,000 （配布）郵送 （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎年2月1日現在（一部の項目については、調査実施年の前年10月から調査実施年6月までの実績及び見込み、又は調査実施年の前年2月から調査実施年1月までの実績） （系統）厚生労働省 - 報告者

【周期・期日】 （周期）四半期 （実施期日）毎年2月1日～2月7日

【調査事項】 1. 事業所の属性に関する事項（1）事業所の名称、所在地及び企業の常用労働者数、2. 生産・売上等の動向に関する事項（1）生産・売上額等の

対前期増減（見込み）状況、（２）生産・売上額等の対前期増減（見込み）理由、３．雇用、労働時間の動向に関する事項（１）所定外労働時間の対前期増減（見込み）状況、（２）労働者数の対前期増減（見込み）状況、（３）常用労働者の中途採用の実績・予定、４．常用労働者数、労働者の過不足感及び未充足求人数に関する事項、５．雇用調整等の実施状況に関する事項、６．調査実施年の新規学卒者の採用内定状況に関する事項、７．正社員以外の労働者から正社員への登用状況に関する事項

**【調査票名】** ２ - 労働経済動向調査票（５月調査）

**【調査対象】**（地域）全国（単位）事業所（属性）日本標準産業分類の大分類のうち、「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」（学術研究のうち、学術・研究開発機関を除く。）、「宿泊業、飲食サービス業」（飲食サービス業のうち、バー、キャバレー、ナイトクラブを除く。）、「生活関連サービス業、娯楽業」（生活関連サービス業のうち、家事サービス業、火葬・墓地管理業及び冠婚葬祭業を除く。）、「医療、福祉」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（政治・経済・文化団体、宗教、その他サービス業及び外国公務を除く。）に属し、常用労働者30人以上の民営事業所（抽出枠）事業所母集団データベース（平成24年次フレーム）による名簿を抽出名簿とし、産業別の労働者数による確率比例抽出

**【調査方法】**（選定）無作為抽出（客体数）5,800/220,000（配布）郵送（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎年5月1日現在（一部の項目については、調査実施年1月から調査実施年9月までの実績及び見込み）（系統）厚生労働省 - 報告者

**【周期・期日】**（周期）四半期（実施期日）毎年5月1日～5月15日

**【調査事項】** １．事業所の属性に関する事項（１）事業所の名称、所在地及び企業の常用労働者数、２．生産・売上等の動向に関する事項（１）生産・売上額等の対前期増減（見込み）状況、（２）生産・売上額等の対前期増減（見込み）理由、３．雇用、労働時間の動向に関する事項（１）所定外労働時間の対前期増減（見込み）状況、（２）労働者数の対前期増減（見込み）状況、（３）常用労働者の中途採用の実績・予定、４．常用労働者数、労働者の過不足感及び未充足求人数に関する事項、５．雇用調整等の実施状況に関する事項、６．調査実施年翌年の新規学卒者の採用計画等に関する事項

**【調査票名】** ３ - 労働経済動向調査票（８月調査）

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類の大分類のうち、「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」(学術研究のうち、学術・研究開発機関を除く。)\「宿泊業、飲食サービス業」(飲食サービス業のうち、バー、キャバレー、ナイトクラブを除く。)\「生活関連サービス業、娯楽業」(生活関連サービス業のうち、家事サービス業、火葬・墓地管理業及び冠婚葬祭業を除く。)\「医療、福祉」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(政治・経済・文化団体、宗教、その他サービス業及び外国公務を除く。)に属し、常用労働者30人以上の民営事業所(抽出枠)事業所母集団データベース(平成24年次フレーム)による名簿を抽出名簿とし、産業別の労働者数による確率比例抽出

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)5,800/220,000 (配布)郵送 (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎年8月1日現在(一部の項目については、調査実施年4月から調査実施年12月までの実績及び見込み、又は調査実施年の前年8月から調査実施年7月までの実績)(系統)厚生労働省-報告者

【周期・期日】 (周期)四半期 (実施期日)毎年8月1日～8月7日

【調査事項】 1.事業所の属性に関する事項(1)事業所の名称、所在地及び企業の常用労働者数、2.生産・売上等の動向に関する事項(1)生産・売上額等の対前期増減(見込み)状況、(2)生産・売上額等の対前期増減(見込み)理由、3.雇用、労働時間の動向に関する事項(1)所定外労働時間の対前期増減(見込み)状況、(2)労働者数の対前期増減(見込み)状況、(3)常用労働者の中途採用の実績・予定、4.常用労働者数、労働者の過不足感及び未充足求人数に関する事項、5.雇用調整等の実施状況に関する事項、6.既卒者の募集採用に関する事項、7.新規学卒者枠での募集時期に関する事項

【調査票名】 4-労働経済動向調査票(11月調査)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類の大分類のうち、「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」(学術研究のうち、学術・研究開発機関を除く。)\「宿泊業、飲食サービス業」(飲食サービス業のうち、バー、キャバレー、ナイトクラブを除く。)\「生活関連サービス業、娯楽業」(生活関連サービス業のうち、家事サービス業、火葬・墓地管理業及び冠婚葬祭業を除く。)\「医療、福祉」

及び「サービス業(他に分類されないもの)」「(政治・経済・文化団体、宗教、その他サービス業及び外国公務を除く。)」に属し、常用労働者30人以上の  
民営事業所(抽出枠)事業所母集団データベース(平成24年次フレーム)  
による名簿を抽出名簿とし、産業別の労働者数による確率比例抽出

【調査方法】(選定)無作為抽出(客体数)5,800/220,000(配布)  
郵送(収集)郵送・オンライン(記入)自計(把握時)毎年11月1  
日現在(一部の項目については、調査実施年7月から調査実施年の翌年3月  
までの実績及び見込み、又は調査実施年の前年11月から調査実施年10月  
までの実績並びに調査実施年11月から調査実施年の翌年10月までの見  
込み)(系統)厚生労働省-報告者

【周期・期日】(周期)四半期(実施期日)毎年11月1日~11月7日

【調査事項】1.事業所の属性に関する事項(1)事業所の名称、所在地及び企業の常  
用労働者数、2.生産・売上等の動向に関する事項(1)生産・売上額等の  
対前期増減(見込み)状況、(2)生産・売上額等の対前期増減(見込み)  
理由、3.雇用、労働時間の動向に関する事項(1)所定外労働時間の対前  
期増減(見込み)状況、(2)労働者数の対前期増減(見込み)状況、(3)  
常用労働者の中途採用の実績・予定、4.常用労働者数、労働者の過不足感  
及び未充足求人数に関する事項、5.雇用調整等の実施状況に関する事項、  
6.調査実施年翌年の新規学卒者の採用内定状況に関する事項、7.事業の  
見直しと雇用面での対応状況に関する事項

【調査名】 国民健康・栄養調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年7月14日

【実施機関】 厚生労働省健康局がん対策・健康増進課

【目的】 本調査は、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和27年に開始された「国民栄養調査」（承認統計調査）を主な前身としており、平成15年に、「国民栄養調査」のほか、「国民生活基礎調査」の一部、「糖尿病実態調査」、「循環器疾患基礎調査」（国民生活基礎調査は指定統計調査、それ以外は承認統計調査）等を統合して創設された。その後、平成20年までは、旧統計法（昭和22年法律第18号）に基づく承認統計調査として実施されたが、全部改正後の新統計法（平成19年法律第53号）に基づき、平成21年以降は、一般統計調査として実施されている。

【調査の構成】 1 - 身体状況調査票 2 - 栄養摂取状況調査票 3 - 生活習慣調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（概要：調査実施年の翌年10月、報告書：調査実施年の翌々年3月）

【備考】 今回の変更は、テーマの変更に伴う調査事項の変更である。

【調査票名】 1 - 身体状況調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）世帯員（身長・体重：満1歳以上、腹囲測定：満6歳以上、血圧測定：満20歳以上、血液検査：満20歳以上、問診（服薬状況、糖尿病の治療の有無、運動）：満20歳以上）（抽出枠）国民生活基礎調査の調査区に設定された単位区

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）15,000 （配布）調査員（収集）調査員（記入）他計（把握時）毎年11月中の任意の1日（系統）調査票の配布：厚生労働省 - 都道府県・保健所設置市・特別区 - 保健所 - 調査員 - 報告者、調査票の回収：報告者 - 調査員 - 保健所 - 都道府県・保健所設置市・特別区 - 独立行政法人国立健康・栄養研究所 - 厚生労働省

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年9月上旬～12月下旬

【調査事項】 1. 身長、2. 体重、3. 腹囲、4. 血圧、5. 服薬状況、6. 糖尿病の治療の有無等

【調査票名】 2 - 栄養摂取状況調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）世帯及び世帯員（満1歳以上）1日の身体活動量（歩数）：満20歳以上（抽出枠）国民生活基礎調査の調査区に設定された単位区

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)5,700/15,000 (配布)調査員 (取集)調査員 (記入)併用 (把握時)毎年11月中の任意の1日 (系統)調査票の配布:厚生労働省-都道府県・保健所設置市・特別区-保健所-調査員-報告者、調査票の回収:報告者-調査員-保健所-都道府県・保健所設置市・特別区-独立行政法人国立健康・栄養研究所-厚生労働省

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年9月上旬~12月下旬

【調査事項】 1.生年月日、2.仕事の種類、3.食事の状況、4.料理名、5.使用量等

【調査票名】 3-生活習慣調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)満20歳以上の世帯員 (抽出枠)国民生活基礎調査の調査区に設定された単位区

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)12,000 (配布)調査員 (取集)調査員 (記入)自計 (把握時)毎年11月中の任意の1日 (系統)調査票の配布:厚生労働省-都道府県・保健所設置市・特別区-保健所-調査員-報告者、調査票の回収:報告者-調査員-保健所-都道府県・保健所設置市・特別区-独立行政法人国立健康・栄養研究所-厚生労働省

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年9月上旬~12月下旬

【調査事項】 1.食習慣の状況、2.身体活動の状況、3.休養の状況、4.喫煙の状況、5.飲酒の状況、6.歯の健康の状況等

【調査名】 特定サービス産業動態統計調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年7月17日

【実施機関】 経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室

【目的】 本調査は、特定サービス産業の売上高、契約高等の経営動向を把握し、景気動向の判断材料に資するとともに、産業振興政策、中小企業政策の推進及びサービス産業の健全な育成のための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 この調査は、毎月調査として昭和62年12月分から実施されている。当初は、物品賃貸業、情報サービス業、広告業の3業種について調査を実施していたが、平成5年10月分調査からクレジットカード業及びエンジニアリング業、平成12年1月分調査からは、葬儀業、結婚式場業等、12業種、平成16年1月分調査からは学習塾、平成20年7月分調査以降はインターネット付随サービス業等をそれぞれ追加し、合計29業種について調査を実施した。その後、調査対象業種の見直しを行い、平成27年1月分調査以降は合計19業種を対象に調査をすることとしている。なお、平成12年1月分調査からは、新世代統計システムへの対応を行い、インターネットを活用したオンラインでの申告が開始されている。

【調査の構成】 1 - 情報サービス業調査票、2 - インターネット付随サービス業調査票、3 - 物品賃貸（リース）業調査票、4 - 物品賃貸（レンタル）業調査票、5 - 広告業調査票、6 - クレジットカード業調査票、7 - エンジニアリング業調査票、8 - 機械設計業調査票、9 - 環境計量証明業調査票、10 - 自動車賃貸業調査票、11 - ゴルフ場調査票、12 - ゴルフ練習場調査票、13 - ボウリング場調査票、14 - 遊園地・テーマパーク調査票、15 - パチンコホール調査票、16 - 葬儀業調査票、17 - 外国語会話教室調査票、18 - フィットネスクラブ調査票、19 - 学習塾調査票、20 - 結婚式場業調査票

【公表】 インターネット及び印刷物 速報：調査月の翌々月上旬、確報：調査月の翌々月中旬

【備考】 今回の変更は、平成27年1月分以降の調査の実施に当たり、調査対象の範囲、報告を求める者、母集団名簿及び報告を求める事項の見直しである。

【調査票名】 1 - 情報サービス業調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）日本標準産業分類に掲げる小分類391 - ソフトウェア業、392 - 情報処理・提供サービス業に属する業務を営む企業 （抽出枠）平成24年経済センサス - 活動調査

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）200 / 約5800 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎月末日現



在（系統）経済産業省 - 報告者

【周期・期日】（周期）月（実施期日）調査翌月20日

【調査事項】 1. 企業名及び所在地、2. 事業所数、3. 月末常用従業者数等、4. 月間売上高及び需要の状況

【調査票名】 2 - インターネット付随サービス業調査票

【調査対象】（地域）全国（単位）企業（属性）日本標準産業分類に掲げる小分類401 - インターネット付随サービス業に属する業務を営む企業（抽出枠）平成24年経済センサス - 活動調査

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）56 / 約2000（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎月末日現在（系統）経済産業省 - 報告者

【周期・期日】（周期）月（実施期日）調査翌月20日

【調査事項】 1. 企業名及び所在地、2. 事業所数、3. 月末常用従業者数等、4. 月間売上高及び需要の状況

【調査票名】 3 - 物品賃貸（リース）業調査票

【調査対象】（地域）全国（単位）企業（属性）日本標準産業分類に掲げる小分類701 - 各種物品賃貸業、702 - 産業用機械器具賃貸業、703 - 事務用機械器具賃貸業に属するリース業務を営む企業（抽出枠）平成24年経済センサス - 活動調査

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）36 / 約4900（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎月末日現在（系統）経済産業省 - 報告者

【周期・期日】（周期）月（実施期日）調査翌月20日

【調査事項】 1. 企業名及び所在地、2. 事業所数、3. 月末常用従業者数等、4. リース月間契約高及びリース物件月間購入額、5. 月間売上高及び需要の状況

【調査票名】 4 - 物品賃貸（レンタル）業

【調査対象】（地域）全国（単位）企業（属性）日本標準産業分類に掲げる小分類701 - 各種物品賃貸業、702 - 産業用機械器具賃貸業、703 - 事務用機械器具賃貸業及び日本標準産業分類に掲げる細分類7092 - 音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く）に属するレンタル業務を営む企業（抽出枠）平成24年経済センサス - 活動調査

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）251 / 約4900（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎月末日現

在（系統）経済産業省 - 報告者

【周期・期日】（周期）月（実施期日）調査翌月20日

【調査事項】 1. 企業名及び所在地、2. 事業所数、3. 月末常用従業者数等、4. 月間売上高及び需要の状況

【調査票名】 5 - 広告業調査票

【調査対象】（地域）全国（単位）企業（属性）日本標準産業分類に掲げる小分類731 - 広告業に属する業務を営む企業（抽出枠）平成24年経済センサス - 活動調査

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）140 / 約5900（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎月末日現在（系統）経済産業省 - 報告者

【周期・期日】（周期）月（実施期日）調査翌月20日

【調査事項】 1. 企業名及び所在地、2. 事業所数、3. 月末常用従業者数等、4. 月間売上高及び需要の状況

【調査票名】 6 - クレジットカード業調査票

【調査対象】（地域）全国（単位）企業（属性）日本標準産業分類に掲げる細分類6431 - クレジットカード業に属する業務を営む企業（抽出枠）特定サービス産業動態調査及び業界団体資料

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）61（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎月末日現在（系統）経済産業省 - 報告者

【周期・期日】（周期）月（実施期日）調査翌月20日

【調査事項】 1. 企業名及び所在地、2. 事業所数、3. 月末常用従業者数等、4. 月間売上高及び需要の状況

【調査票名】 7 - エンジニアリング業調査票

【調査対象】（地域）全国（単位）企業（属性）日本標準産業分類に掲げる細分類7499 - その他の技術専門サービス業に属するエンジニアリング業務を営む企業（抽出枠）特定サービス産業動態調査及び業界団体資料

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）75（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎月末日現在（系統）経済産業省 - 報告者

【周期・期日】（周期）月（実施期日）調査翌月20日

【調査事項】 1. 企業名及び所在地、2. 事業所数、3. 月末常用従業者数等、4. エ

## ン지니어リング業務の月間受注高、5．月間売上高

### 【調査票名】 8 - 機械設計業調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)日本標準産業分類に掲げる小分類  
743 - 機械設計業の業務を営む企業 (抽出枠)平成24年経済センサス  
- 活動調査

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)99 / 約5600 (配布)郵送・オン  
ライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎月末日現在  
(系統)経済産業省 - 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)調査翌月20日

【調査事項】 1．企業名及び所在地、2．事業所数、3．月末常用従業者数等、4．月  
間売上高及び需要の状況

### 【調査票名】 9 - 環境計量証明業調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)日本標準産業分類に掲げる細分類  
7452 - 環境計量証明業に属する業務を営む企業 (抽出枠)平成24年  
経済センサス - 活動調査

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)128 / 約800 (配布)郵送・オン  
ライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎月末日現在  
(系統)経済産業省 - 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)調査翌月20日

【調査事項】 1．企業名及び所在地、2．事業所数、3．月末常用従業者数等、4．月  
間売上高及び需要の状況

### 【調査票名】 10 - 自動車賃貸業調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)日本標準産業分類に掲げる小分類  
704 - 自動車賃貸業に属するレンタル、リース業務を営む企業 (抽出枠)  
平成24年経済センサス - 活動調査

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)161 / 約1500 (配布)郵送・オン  
ライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎月末日現  
在 (系統)経済産業省 - 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)調査翌月20日

【調査事項】 1．企業名及び所在地、2．事業所数、3．月末常用従業者数等、4．月  
間売上高、5．レンタル業務の月間契約台数、月間売上高、6．リース業務  
の月間契約台数、月間契約高

【調査票名】 11 - ゴルフ場調査票

【調査対象】 (地域)都道府県のうち北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県の8都道府県 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる細分類8043 - ゴルフ場に属する業務を営む事業所 (抽出枠)平成24年経済センサス - 活動調査

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)213 / 約1400 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎月末日現在 (系統)経済産業省 - 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)調査翌月20日

【調査事項】 1.企業・事業所名及び所在地、2.月末常用従業者数等、3.利用者数、4.月間売上高、5.月間営業日数、6.営業ホール数

【調査票名】 12 - ゴルフ練習場調査票

【調査対象】 (地域)都道府県のうち北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県の8都道府県 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる細分類8044 - ゴルフ練習場に属する業務を営む事業所 (抽出枠)平成24年経済センサス - 活動調査

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)185 / 約2100 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎月末日現在 (系統)経済産業省 - 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)調査翌月20日

【調査事項】 1.企業・事業所名及び所在地、2.月末常用従業者数等、3.利用者数、4.月間売上高、5.打席数

【調査票名】 13 - ボウリング場調査票

【調査対象】 (地域)都道府県のうち北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県の8都道府県 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる細分類8045 - ボウリング場に属する業務を営む事業所 (抽出枠)平成24年経済センサス - 活動調査

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)94 / 約500 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎月末日現在 (系統)経済産業省 - 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)調査翌月20日

【調査事項】 1.企業・事業所名及び所在地、2.月末常用従業者数等、3.利用者数及びゲーム数、4.月間売上高

【調査票名】 14 - 遊園地・テーマパーク調査票

【調査対象】 (地域)事業所 (単位)企業 (属性)日本標準産業分類に掲げる細分類8052 - 遊園地(テーマパークを除く)、8053 - テーマパークに属する業務を営む事業所 (抽出枠)平成24年経済センサス - 活動調査

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)29 / 約200 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎月末日現在 (系統)経済産業省 - 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)調査翌月20日

【調査事項】 1.企業・事業所名及び所在地、2.月末常用従業者数等、3.入場者数、4.月間売上高

【調査票名】 15 - パチンコホール調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)日本標準産業分類に掲げる細分類8064 - パチンコホールに属する業務を営む企業 (抽出枠)業界団体資料

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)65 / 約8000 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎月末日現在 (系統)経済産業省 - 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)調査翌月20日

【調査事項】 1.企業名及び所在地、2.月末常用従業者数等、3.月間売上高及び需要の状況、4.設置台数、5.事業所数

【調査票名】 16 - 葬儀業調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)日本標準産業分類に掲げる細分類7961 - 葬儀業に属する業務を営む企業 (抽出枠)平成24年経済センサス - 活動調査

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)148 / 約4700 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎月末日現在 (系統)経済産業省 - 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)調査翌月20日

【調査事項】 1.企業名及び所在地、2.月末常用従業者数等、3.取扱件数、4.月間売上高、5.事業所数

【調査票名】 17 - 外国語会話教室調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)日本標準産業分類に掲げる細分類8245 - 外国語会話教授業に属する業務を営む企業 (抽出枠)平成24

年経済センサス - 活動調査

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)49 / 約56000 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎月末日現在 (系統)経済産業省 - 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)調査翌月20日

【調査事項】 1. 企業名及び所在地、2. 月末常用従業者数等、3. 月間売上高、4. 受講生数及び新規入学生数、5. 開設数、6. 事業所数

【調査票名】 18 - フィットネスクラブ調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)日本標準産業分類に掲げる細分類8048 - フィットネスクラブに属する業務を営む企業 (抽出枠)平成24年経済センサス - 活動調査

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)59 / 約6000 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎月末日現在 (系統)経済産業省 - 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)調査翌月20日

【調査事項】 1. 企業名及び所在地、2. 月末常用従業者数等、3. 利用者数、4. 月間売上高、5. 会員数、6. 事業所数

【調査票名】 19 - 学習塾調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)日本標準産業分類に掲げる小分類823 - 学習塾に属する業務を営む企業 (抽出枠)平成24年経済センサス - 活動調査

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)188 / 約30000 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎月末日現在 (系統)経済産業省 - 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)調査翌月20日

【調査事項】 1. 企業名及び所在地、2. 月末常用従業者数等、3. 月間売上高、4. 受講生数、5. 事業所数

【調査票名】 20 - 結婚式場業調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)日本標準産業分類に掲げる細分類7962 - 結婚式場業に属する業務を営む企業 (抽出枠)平成24年経済センサス - 活動調査

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)89 / 約4700 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎月末日現在

(系統) 経済産業省 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 月 (実施期日) 調査翌月 20日

【調査事項】 1 . 企業・事業所名及び所在地、 2 . 月末常用従業者数等、 3 . 取扱件数、  
4 . 月間売上高及び需要の状況、 5 . 事業所数

【調査名】 特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する実態調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年7月23日

【実施機関】 内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（市民活動促進担当）

【目的】 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「NPO法」という。）の改正により、改正法施行後3年を目途として、新制度の実施状況、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）を取り巻く社会経済情勢等を勘案した検討を行い、必要な措置が講ぜられることとされた。本調査は、NPO法改正やNPO法人関連施策の検討に資するため、NPO法人の実態や社会貢献に関する市民の実態を把握することを目的としている。

【調査の構成】 1 - 特定非営利活動法人に関する実態調査票、2 - 市民の社会貢献に関する実態調査票

【公表】 インターネット（e-Stat等）及び印刷物

【調査票名】 1 - 特定非営利活動法人に関する実態調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所・企業（法人） （属性）特定非営利活動法人（抽出枠）母集団名簿作成に当たっては、平成25年4月以降に設立された新規法人は所轄庁（都道府県及び政令指定都市）から提供された法人リストから抽出し、既存法人は事業所母集団データベースから抽出する。全国を9ブロックにした地域別及び認定制度の取得有無別に層化して、無作為抽出を行う。

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）4,800（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）平成26年8月時点（一部項目については、前事業年度の実績）（系統）内閣府 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り（実施期日）平成26年8月下旬～10月下旬

【調査事項】 1. 経理・情報開示の状況について、2. 寄附の受入状況について、3. 財政状況について、4. 活動状況等について、5. 認定（仮認定）特定非営利活動法人制度について

【調査票名】 2 - 市民の社会貢献に関する実態調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯・個人（属性）満20～69歳までの一般市民（抽出枠）母集団名簿作成に当たっては住民基本台帳を基とし、全国を11ブロックにした地区別及び年齢層別に層化して、調査地区を設定した2段無作為抽出とする。

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）5,000（配布）郵送・オンライン



( 収集 ) 郵送・オンライン ( 記入 ) 自計 ( 把握時 ) 平成 2 6 年 9 月時点  
( 一部項目については、最近 1 年間 ( 平成 2 5 年 4 月 ~ 平成 2 6 年 3 月 ) の  
実績 ) ( 系統 ) 内閣府 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 ( 周期 ) 1 回限り ( 実施期日 ) 平成 2 6 年 8 月下旬 ~ 1 0 月下旬

【調査事項】 1 . 属性、2 . ボランティア活動について、3 . 寄附について、4 . N P  
O 全般について

【調査名】 漁業就業動向調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年7月24日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室

【目的】 本調査は、水産基本法（平成13年法律第89号）に基づき、効率的かつ安定的な漁業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、海面漁業の就業構造の動向について明らかにし、水産行政施策の企画・立案、推進等に必要な資料を整備することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 漁業就業動向調査票（個人経営体用） 2 - 漁業就業動向調査票（団体経営体用）

【公表】 調査結果の概要を印刷物及びホームページで公表する。（調査実施年の翌年の3月末まで） 調査結果の詳細を報告書として刊行するとともに、ホームページに掲載する。（調査実施年の翌年の9月末まで）

【備考】 今回の変更は、報告を求める事項、報告を求める者及び報告を求めるために用いる方法の変更である。

【調査票名】 1 - 漁業就業動向調査票（個人経営体用）

【調査対象】 （地域）全国の沿岸市町村 （単位）経営体 （属性）個人漁業経営体（個人経営体） （注）個人経営体とは、調査期日前1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として自営漁業を営んだ世帯。ただし、海面漁業における個人経営体のうち、調査期日前1年間に自営漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。（抽出枠）2013年漁業センサス海面漁業調査（漁業経営体調査）の基本調査区を母集団とし、これを「自営漁業のための雇用者がいる経営体が存在する調査区」と「それ以外の調査区」の2つの階層に区分し、それぞれから大海区別都道府県別に系統抽出法により標本調査区を抽出する。

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）441標本調査区内に存在する全ての個人経営体 / 約89500 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）自計 （把握時）11月1日現在 （系統）農林水産省 - 地域センター等 - 統計調査員 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1年（漁業センサス実施年は除く。） （実施期日）毎年10月下旬

【調査事項】 1. 世帯員について （1）男女別の世帯数、（2）満14歳以下の男女別世帯員数、2. 世帯としての専業・兼業について、3. 満15歳以上世帯員の過去1年間に漁業を行った人について （1）11月1日現在の満年齢、（2）男女の別、（3）過去1年間にした仕事について （a）自家漁業の

海上作業日数、(b)自家漁業の海上作業従事日数が最も多かった漁業種類、(c)自家漁業時の漁船規模、(d)自家漁業以外に従事した仕事、(e)従事日数の多い仕事、4.自家漁業に雇った人

【調査票名】 2 - 漁業就業動向調査票(団体経営体用)

【調査対象】 (地域)全国の沿岸市町村 (単位)経営体 (属性)団体漁業経営体(団体経営体) (注)団体経営体とは、調査期日前1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として漁業を営んだ事業所をいい、会社、漁業共同組合、漁業生産組合、共同経営、その他(都道府県の水産増殖センターや栽培漁業センター、市町村の水産ふ化場)をいう。(抽出枠)2013年漁業センサス海面漁業調査(漁業経営体調査)の団体経営体を母集団とし、各経営体の雇用者数によって母集団を3つの階層に区分し、それぞれの階層から大海区別に系統抽出法により抽出する。

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)562/約5000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)11月1日現在 (系統)農林水産省 - 地域センター等 - 報告者

【周期・期日】 (周期)1年(漁業センサス実施年を除く。) (実施期日)毎年10月下旬

【調査事項】 過去1年間に30日以上海上作業を行った人数(男女別・年齢階層別)

## 届出統計調査の受理

### (1) 新規

【調査名】 雇用創出基礎調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年7月4日

【実施機関】 埼玉県産業労働部勤労者福祉課

【目的】 本調査は、県内中小企業の雇用動向と経営動向を関連付けた調査・分析を行い、雇用創出に効果的な産業労働施策を進めるための基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 雇用創出基礎調査票

【調査票名】 1 - 雇用創出基礎調査票

【調査対象】 （地域）埼玉県全域（単位）法人（属性）中小企業 県内に本社を置く、従業員数30人以上299人以下の法人（抽出枠）調査対象の8業種（建設業、製造業、運輸・郵便業、卸・小売業、電気・ガス・熱供給、宿泊・飲料サービス業、生活関連サービス業及び医療・福祉）のうち、対象企業数の比較的少ない4業種（電気・ガス・熱供給、宿泊・飲料サービス業、生活関連サービス業及び医療・福祉）を全数とし、残り4業種については、4業種での抽出企業数全体を対象企業数の合計で除した割合により、各業種の抽出企業数を決める。

また、各業種における調査対象者の抽出は、各業種、各従業員規模ごとに、従業員数の多い順に、従業員数が同数の場合は、売上高が多い順に抽出を行った。

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）2,500 / 3,661（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成26年7月31日（系統）埼玉県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）平成26年8月1日（金）～9月16日（火）

【調査事項】 1. 雇用動向（ア）人事・採用動向（新卒採用意欲、課題等）（イ）人材の活用・育成策（ワークライフバランス、女性の活用、人材育成等）（ウ）労働条件の動向（所定内賃金、所定外賃金の状況等）（エ）雇用に関する課題、2. 経営動向（ア）売上高等の現状・将来予測、（イ）企業の経営方針・成長戦略（事業展開の意欲、成長分野への参入状況等）（ウ）経営上の課題

【調査名】 障害のある人の生活と福祉に関する調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年7月4日

【実施機関】 滋賀県健康医療福祉部障害福祉課

【目的】 本調査は、障害のある人が身近な地域で生き生きと生活できる社会を実現できる社会を実現するため、滋賀県における障害手帳所持者（3障害）の生活実態を把握し、「障害者福祉しがプラン」の見直し作業および今後の障害者施策を進めるうえでの基礎データとすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 障害のある人の生活と福祉に関する調査票

【調査票名】 1 - 障害のある人の生活と福祉に関する調査票

【調査対象】 （地域）県下全域 （単位）個人 （属性）身体障害者福祉法（昭和24年12月26日法律第238号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けているもの。昭和48年9月27日厚生省発児156号厚生事務次官通知に基づく療育手帳の交付を受けているもの。精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年5月1日法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの。（抽出枠）身体障害者：身体障害者手帳交付状況台帳 知的障害者：療育手帳交付状況台帳 精神障害者：精神障害者保健福祉手帳交付状況台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）約6664 / 73895 （身体障害者54600、知的障害者12063、精神称障害者7232）（配布）郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）平成26年5月1日時点（系統）配布：県 - 委託業者民間事業者 - 調査対象者報告者 回収：報告者 - 県

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成26年7月20日～7月31日

【調査事項】 1．性別・年齢・住所地市町等基本属性、2．障害の状況、3．介助や支援、4．住まい、5．通園・通学、6．就労・収入、7．利用サービス、8．外出の状況、9．生活・就労、10．権利侵害・差別、11．災害等緊急時対応、12．行政サービス等

【調査名】 廃棄物に関する県民アンケート調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年7月4日

【実施機関】 鳥取県生活環境部循環型社会推進課

【目的】 本調査は、廃棄物処理法に基づき県廃棄物処理計画を策定するに当たり、ごみに関する県民の問題意識、課題等を調査し、効果的な施策に反映する基礎資料とするため実施する。

【調査の構成】 1 - 廃棄物に関する県民アンケート調査票

【調査票名】 1 - 廃棄物に関する県民アンケート調査票

【調査対象】 （地域）鳥取県全域 （単位）個人 （属性）県政参画電子アンケート会員 （抽出枠）県政参画電子アンケート会員

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）約460 （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）平成26年7月10日～7月22日のうち、報告者が調査票に入力した日 （系統）鳥取県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成26年7月10日～7月22日

【調査事項】 1．ごみ減量リサイクルへの関心、実践状況、意向、2．食品ロス削減、簡易包装に関する実態、意識、3．生ごみ、紙ごみ、小型家電の処理に関する実態、意識

【調査名】 将来のセカンドライフ意識などの調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年7月7日

【実施機関】 北九州市 総務企画局 政策部 企画課

【目的】 本調査は、北九州市民の将来のセカンドライフへの意識や子どものUターンへの意識を把握し、調査結果を今後の施策につなげる資料の一つとして活用することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 将来のセカンドライフ意識などの調査票

【調査票名】 1 - 将来のセカンドライフ意識などの調査票

【調査対象】 （地域）北九州市内全域 （単位）個人 （属性）平成26年5月1日時点で市内に住民票がある55歳以上65歳未満の男女

（抽出枠）住民基本台帳から抽出

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）5,000 / 150,420 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査票記入時点（平成26年7月下旬～8月下旬） （系統）市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成26年7月下旬～8月下旬

【調査事項】 就職に関する事項、子どもに関する事項

【調査名】 静岡県ひとり親家庭 生活・就労支援の需要調査(平成26年届出)

【受理年月日】 平成26年7月14日

【実施機関】 静岡県 健康福祉部 こども未来局 こども家庭課

【目的】 本調査は、静岡県内のひとり親世帯(母子、父子及び寡婦世帯)の生活及び就労状況等を把握し、今後、静岡県のひとり親世帯の福祉施策の基本となる「静岡県ひとり親家庭自立促進計画」を策定する際の基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 静岡県ひとり親家庭 生活・就労支援の需要調査票

【調査票名】 1 - 静岡県ひとり親家庭 生活・就労支援の需要調査票

【調査対象】 (地域)静岡県全域 (単位)世帯 (属性)静岡県内に居住するひとり親世帯を対象として、児童扶養手当を受給するひとり親世帯、母子寡婦福祉資金を借り受けているひとり親世帯及び県内各市母子寡婦福祉会に属するひとり親世帯(抽出枠)市町ごとの児童扶養手当受給者の割合で調査対象者数を設定し、母子、父子世帯については、児童扶養手当受給者台帳の中から無作為抽出する。寡婦世帯については、母子寡婦福祉資金の借り受け者及び県内の母子寡婦福祉会に属する会員名簿から無作為抽出する。

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)2,500/39,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成26年8月1日 (系統)静岡県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成26年8月11日~同月25日

【調査事項】 1.世帯の状況、2.住まいの状況、3.就労の状況、4.家計の状況、5.子どもの教育の状況、6.日常生活等、7.福祉施策の利用状況



【調査名】 県内大学生等消費動向調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年7月14日

【実施機関】 奈良県産業・雇用振興部産業政策課

【目的】 本調査は、奈良県内の大学生等の消費に関する意識や消費行動を調査し、若い世代にとって、消費地としての奈良の魅力を向上させるために必要となる要素等を分析し、今後の政策に活用することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 県内大学生等消費動向調査票

【調査票名】 1 - 県内大学生等消費動向調査票

【調査対象】 （地域）奈良県全域 （単位）個人 （属性）奈良県内の大学に通学しているもの （抽出枠）奈良県内で学生数1500名以上の大学に通学する学生に対し、調査員が無作為に抽出する。

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）500 / 23,000 （配布）調査員調査 （収集）調査員調査 （記入）他計 （把握時）平成26年7月1日現在 （系統）奈良県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（原則として5年） （実施期日）平成26年7月15日～7月31日

【調査事項】 1．消費行動（買い物、飲食、レジャーの同伴者・購入地（県外・県内）等） 2．県内の消費環境（満足度・不満・情報源・お気に入りの店等）

【調査名】 栃木県国際経済交流調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年7月18日

【実施機関】 栃木県産業労働観光部国際課

【目的】 県内企業の輸出入と海外進出現状を把握し、県内企業の国際化を支援するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 栃木県国際経済交流調査 調査票

【調査票名】 1 - 栃木県国際経済交流調査 調査票

【調査対象】 （地域）栃木県全域 （単位）事業所 （属性）輸出入及び海外進出を行っているまたはそれに関心のあると思われる事業所 （抽出枠）輸出入業者・海外進出企業名簿（栃木県国際課作成）

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）約1000 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の前年4月1日～今年3月31日までの1年間 （系統）県国際課 - 事業所

【周期・期日】 （周期）1年 （実施期日）毎年9月上旬～10月下旬

【調査事項】 1．輸出入の動向、2．輸出入の実績、3．海外進出の動向

【調査名】 海岸漂着ごみの発生の抑制に関するアンケート（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年7月22日

【実施機関】 鳥取県県土整備部河川課

【目的】 海岸には国内外から大量のごみ等が漂着し、海岸環境や景観等被害が生じている。このような問題に対し、本県では、海岸のごみの発生を抑制し、また、海岸のごみを減らすために河川等へのごみの投棄等を無くすため、CMやチラシによる意識啓発活動を行っているところである。本調査は、啓発活動の効果検証を行い、今後のより良い施策検討の一助とするため調査を行うことを目的とする。

【調査の構成】 1 - 海岸漂着ごみの発生の抑制に関するアンケート調査票

【調査票名】 1 - 海岸漂着ごみの発生の抑制に関するアンケート調査票

【調査対象】 （地域）鳥取県全域 （単位） （属性）県民（県政参画電子アンケート会員） （抽出枠）県政参画電子アンケート会員名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）470 （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）平成26年8月8日～8月22日のうち、報告者が調査票に記入した日 （系統）鳥取県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成26年8月8日～8月22日

【調査事項】 1. 海岸への関心、利用状況等、2. 海岸漂着ごみの発生抑制啓発事業に係る意識、意見等

【調査名】 認知症などが疑われる身元不明者の保護に関する現況把握調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年7月24日

【実施機関】 長野県健康福祉部保健・疾病対策課

【目的】 本調査は、市町村における認知症などが疑われる身元不明者の保護の状況を把握し、対象者があればその身元判明につなげるための対策を講じることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 認知症などが疑われる身元不明者の保護に関する現況把握調査票

【調査票名】 1 - 認知症などが疑われる身元不明者の保護に関する現況把握調査票

【調査対象】 （地域）長野県全域 （単位）市町村 （属性）市町村 （抽出枠）県内市町村名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）77 （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）平成26年6月6日 （系統）長野県 - 市町村

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成26年6月6日～6月11日

【調査事項】 1 .市町村において身元不明のまま保護をしている者の有無およびその数、  
2 .保護時期、性別、推定年齢、3 .身元不明の原因として考えられること、  
4 .現在の保護の状況、5 .警察との連携状況、6 .市町村において身元不明のまま保護をしていた者のうち、死亡（平成21年度以降）した者の有無及びその数、7 .課題に感じていること

【調査名】 仙台市消費生活基本計画策定のためのアンケート(平成26年届出)

【受理年月日】 平成26年7月24日

【実施機関】 仙台市消費生活センター

【目的】 本調査は、市民の消費生活に対する意識・行動等及び事業所の消費者対応に対する意識等について把握するためのアンケート調査を実施し、次期仙台市消費生活基本計画(計画期間:平成28~32年度)策定の基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 消費生活に関するアンケート調査票 (市民) 2 - 消費者・顧客対応への取り組み等についてのアンケート調査票 (事業所)

【調査票名】 1 - 消費生活に関するアンケート調査票 (市民)

【調査対象】 (地域)仙台市全域 (単位)市民 (属性)20歳以上の仙台市民 (抽出枠)平成26年8月1日現在の住民基本台帳より年代別人口に応じ無作為抽出する。

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)5,000/855,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成26年9月上旬~9月下旬 (系統)仙台市 - 報告者

【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成26年9月上旬~9月下旬

【調査事項】 1.消費生活の中で特に問題だと感じていること、2.商品やサービスについて、3.食品の購入について、4.ネット取引について、5.震災前後のライフスタイルや意識の変化、6.悪質商法の認知度や回避についての意識、7.属性

【調査票名】 2 - 消費者・顧客対応への取り組み等についてのアンケート調査票 (事業所)

【調査対象】 (地域)仙台市全域 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる大分類A~Rに属する事業所 (抽出枠)平成24年経済センサス - 活動調査名簿から、産業大分類ごとの事業所数に応じ無作為抽出する。

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,500/46,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成26年9月上旬~9月下旬 (系統)

【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成26年9月上旬~9月下旬

【調査事項】 1.事業所の業種、形態、規模、2.消費者・顧客からの意見・苦情の状況と対処方法、3.消費者対応の現状、4.消費者が商品を購入する際何を考慮すると思うか、5.地域・社会貢献活動の実施状況、6.消費者行政への要望、消費生活センターの認知度

【調査名】 青森県循環型社会形成推進計画策定に係る基礎調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年7月28日

【実施機関】 青森県環境生活部環境政策課

【目的】 本調査は、県内の産業廃棄物の排出・処理等の実態を調査し、廃棄物の適正処理の確保を図るとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の5第1項に定める廃棄物処理計画であり、かつ、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第32条の規定に基づく循環型社会の形成のために必要な青森県の施策に係る計画である、青森県循環型社会形成推進計画の策定に係る基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 青森県循環型社会形成推進計画策定に係る基礎調査票

【調査票名】 1 - 青森県循環型社会形成推進計画策定に係る基礎調査票

【調査対象】（地域）青森県内全域（単位）事業所（属性）日本標準産業分類に掲げる大分類、「林業」「魚業」「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「医療、福祉」「サービス業（他に分類されないもの）」に属する、従業員規模5人以上の事業所（抽出枠）事業所母集団データベース

【調査方法】（選定）全数・無作為抽出（客体数）2,000/60,000（配布）郵送（収集）輸送（記入）自計（把握時）前年度（4月1日から3月31日まで）の1年間（系統）青森県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成26年9月8日～10月8日

【調査事項】 1．産業廃棄物等の発生の有無、2．産業廃棄物等の量的変化、3．処理施設の状況、4．産業廃棄物の発生量

【調査名】 国籍別外国人観光地入込み・宿泊施設宿泊者数調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年7月28日

【実施機関】 鳥取県文化観光スポーツ局観光戦略課

【目的】 本調査は、鳥取県内に訪れる外国人観光客の動向を把握し、今後のインバウンド施策等に反映させることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 国籍別外国人観光地入込み・宿泊施設宿泊者数調査票

【調査票名】 1 - 国籍別外国人観光地入込み・宿泊施設宿泊者数調査票

【調査対象】 （地域）鳥取県全域 （単位）施設 （属性）外国人割引を実施している観光施設（あらかじめ、調査協力が得られている宿泊施設及び温泉旅館）（抽出枠）1 - 【県内観光施設】 県で作成した県内観光地リストのうち、外国人割引を実施している施設、2 - 【県内宿泊施設及び温泉旅館】 旅館業の登録がある施設のうち、あらかじめ、調査協力が得られている施設

【調査方法】 （選定）（客体数）16 / 222（観光施設）82 / 820（宿泊施設及び温泉旅館）（配布）その他（FAX等）（取集）その他（FAX等）（記入）自計（把握時）毎月（系統）鳥取県 - 市町及び観光事業団 - 報告者

【周期・期日】（周期）毎月（平成26年4月から実施）（実施期日）翌月末

【調査事項】 国籍別外国人観光客及び宿泊客延べ人数

- 【調査名】 クリエイティブ産業の実態と課題に関する調査（平成26年届出）
- 【受理年月日】 平成26年7月29日
- 【実施機関】 東京都産業労働局総務部企画計理課
- 【目的】 本調査は、クリエイティブ産業の実態や課題を把握することにより、今後の情報発信型産業（クリエイティブ産業）振興施策立案の基礎資料とする。
- 【調査の構成】 1 - クリエイティブ産業の実態と課題に関する調査票
- 【調査票名】 1 - クリエイティブ産業の実態と課題に関する調査票
- 【調査対象】 （地域）東京都全域 （単位）企業 （属性）クリエイティブ産業に該当する企業 （抽出枠）電話帳（タウンページ）から、クリエイティブ産業に該当する事業所の抽出を行う。
- 【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）6,500 / 60,052 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成26年8月31日時点 （系統）東京都 - 民間事業者 - 報告者
- 【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成26年8月下旬から9月上旬
- 【調査事項】 1．企業全体の概要、2．クリエイティブ系事業について、3．事業展開の意向について、4．取引関係について、5．知的財産権について、6．活用している人材について、7．公的機関への要望



【調査名】 さいたま市産業廃棄物処理指導計画実態調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年7月29日

【実施機関】 さいたま市環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課

【目的】 本調査は、市内の排出事業者及び産業廃棄物処理業者を対象として、産業廃棄物の発生量及び処理量等を調査し、市内の産業廃棄物の現状を把握することにより、平成21年度に改訂した「さいたま市産業廃棄物処理指導計画」の進捗管理の確認及び施策の見直しのための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - さいたま市産業廃棄物実態調査票、2 - さいたま市内事業所の環境に対する意識調査票、3 - さいたま市内産業廃棄物処理業者の環境に対する意識調査票

【調査票名】 1 - さいたま市産業廃棄物実態調査票

【調査対象】 （地域）さいたま市内全域 （単位）事業所 （属性）全業種で、従業員規模（常雇）が5人以上の事業所 （抽出枠）事業所母集団データベース（平成24年次フレーム）から提供を受けた、さいたま市内の常用雇用者5人以上の事業所のリスト

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）4,500 / 16,600 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）前年度、4月1日から3月31日までの実績 （系統）さいたま市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成26年9月1日～9月29日

【調査事項】 1. 事業所の概要、2. 元請工事の有無（建設業調査票のみ）、3. 工事実績（建設業調査票のみ）、4. 産業廃棄物の発生の有無、5. 産業廃棄物の発生場所の割合（建設業調査票のみ）、6. 工事現場又は自社で発生した廃棄物等の発生量、7. 工事現場又は自社での中間処理、8. 自社処分・自社再利用、委託処理状況

【調査票名】 2 - さいたま市内事業所の環境に対する意識調査票

【調査対象】 （地域）さいたま市内全域 （単位）事業所 （属性）全業種で、従業員規模（常雇）が5人以上の事業所 （抽出枠）事業所母集団データベース（平成24年次フレーム）から提供を受けた、さいたま市内の常用雇用者5人以上の事業所のリスト

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）4,500 / 16,600 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）前年度、4月1日から3月31日までの実績 （系統）さいたま市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成26年9月1日～9月29日

【調査事項】 1. 廃棄物の処理・減量化・資源化について、2. グリーン購入に関する

### 状況、3. 廃棄物管理・環境対策について

【調査票名】 3 - さいたま市内産業廃棄物処理業者の環境に対する意識調査票

【調査対象】 (地域)さいたま市内全域 (単位)事業所 (属性)さいたま市内に本社及び事業所を置く、産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者 (抽出枠)さいたま市環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課が作成した産業廃棄物処理業者リストから中間処分業者(約50)を全数選定し、中間処分業者を除いたものから無作為で約250抽出する。

【調査方法】 (選定)全数・無作為抽出 (客体数)300 / 560 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)前年度、4月1日から3月31日までの実績 (系統)さいたま市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成26年9月1日～9月29日

【調査事項】 1. グリーン購入に関する状況、2. 廃棄物の適正処理について、3. 環境対策について

【調査名】 地域国際化実態調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年7月30日

【実施機関】 栃木県産業労働観光部国際課

【目的】 本調査は、外国人住民の住居、医療、就労、教育等、生活の基本に関わる実態と意識、行政への要望や意向などの把握、及び一般県民を対象に多文化共生や国際化に関する意識及び現状を把握することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 地域国際化実態調査票（外国人住民） 2 - 地域国際化実態調査票（一般県民）

【調査票名】 1 - 地域国際化実態調査票（外国人住民）

【調査対象】（地域）栃木県全域（単位）（属性）満20歳以上の外国人住民（抽出枠）住民基本台帳を使用し、住民数に応じて層化無作為抽出により選定を行う。

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）1,200（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成26年9月1日（系統）栃木県 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）9月1日～9月30日

【調査事項】 1. 在住市町、2. 住居種別、3. 健康保険・仕事・子供の有無、4. 国籍、5. 在留資格 等

【調査票名】 2 - 地域国際化実態調査票（一般県民）

【調査対象】（地域）栃木県全域（単位）（属性）満20歳以上の一般県民（抽出枠）住民基本台帳を使用し、住民数に応じて層化無作為抽出により選定を行う。

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）600（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成26年9月1日（系統）栃木県 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）9月1日～9月30日

【調査事項】 1. 多文化共生について、2. 国際協力について 等

## (2) 変更

【調査名】 長野県産業廃棄物実態調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年7月8日

【実施機関】 長野県環境部資源循環推進課

【目的】 本調査は、産業廃棄物の発生・排出・再生利用・処理等の実態を把握するとともに、将来予測を行うことにより、産業廃棄物の発生抑制、減量化、資源化等の政策の策定に寄与することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 長野県産業廃棄物実態調査票（建設業）、2 - 長野県産業廃棄物実態調査票（運輸業等の自動車に関連する業）、3 - 長野県産業廃棄物実態調査票（医療関係）、4 - 長野県産業廃棄物実態調査票（鉱業、製造業、その他の業種）、5 - 産業廃棄物等に関する意識調査票

【備考】 今回の変更は、報告を求める事項及びその基準となる期日または期間並びに報告を求める期間である。

【調査票名】 1 - 長野県産業廃棄物実態調査票（建設業）

【調査対象】 （地域）長野県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類のうち、建設業に属する事業所並びに事業活動に伴う産業廃棄物の発生量が年間500トン以上又は特別管理産業廃棄物の発生量が年間50トン以上の事業所（抽出枠）経済センサス - 活動調査による平成24年次フレーム（更新版）に掲載された事業所から、資本金の額により全数抽出又は無作為抽出

【調査方法】 （選定）全数、無作為抽出（客体数）約 1000 / 15,000（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）調査実施年度の前年度1年間（4月1日～3月31日）（系統）長野県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成26年6月30日～平成26年8月22日

【調査事項】 1. 事業所の概要、2. 元請工事の有無、3. 工事の実績、4. 産業廃棄物等発生の有無、5. 工事現場での廃棄物等の発生状況、6. 工事現場での自己中間処理状況、7. 工事現場での自己中間処理以外の処理状況

【調査票名】 2 - 長野県産業廃棄物実態調査票（運輸業等の自動車に関連する業）

【調査対象】 （地域）長野県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる中分類のうち、自動車整備業に属し、従業者数が5人以上の事業所及び日本標準産業分類に掲げる小分類のうち、自動車小売業に属し、従業者数が5人以上の事業所並びに事業活動に伴う産業廃棄物の発生量が年間500ト

ン以上又は特別管理産業廃棄物の発生量が年間50トン以上の事業所（抽出枠）経済センサス - 活動調査による平成24年次フレーム（更新版）に掲載された事業所から、従業員数に応じて全数抽出又は無作為抽出

【調査方法】（選定）全数、無作為抽出（客体数）約500/5,000（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）調査実施年度の前年度1年間（4月1日～3月31日）（系統）長野県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成26年6月30日～平成26年8月22日

【調査事項】1．事業所の概要、2．産業廃棄物等発生の有無、3．事業所での廃棄物等の発生状況、4．事業所での自己中間処理状況、5．事業所での自己中間処理以外の処理状況

【調査票名】3 - 長野県産業廃棄物実態調査票（医療関係）

【調査対象】（地域）長野県全域（単位）事業所（属性）日本標準産業分類に掲げる中分類のうち、医療業に属する事業所並びに事業活動に伴う産業廃棄物の発生量が年間500トン以上又は特別管理産業廃棄物の発生量が年間50トン以上の事業所（抽出枠）経済センサス - 活動調査による平成24年次フレーム（更新版）に掲載された事業所

【調査方法】（選定）全数（客体数）約200（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）調査実施年度の前年度1年間（4月1日～3月31日）（系統）長野県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成26年6月30日～平成26年8月22日

【調査事項】1．事業所の概要、2．産業廃棄物等発生の有無、3．事業所での廃棄物等発生状況、4．事業所での自己中間処理状況、5．事業所での自己中間処理以外の処理状況

【調査票名】4 - 長野県産業廃棄物実態調査票（鉱業、製造業、その他の業種）

【調査対象】（地域）長野県全域（単位）事業所（属性）日本標準産業分類に掲げる大分類のうち、鉱業、採石業、砂利採取業、製造業及び情報通信業に属し、従業者数が5人以上の事業所、日本標準産業分類に掲げる中分類のうち、電機業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、宿泊業、飲食店及び学校教育に属し、従業者数が5人以上の事業所並びに水道業に属する事業所、日本標準産業分類に掲げる小分類のうち、燃料小売業、普通洗濯業及びと畜場に属し、従業者数が5人以上の事業所並びに事業活動に伴う産業廃

棄物の発生量が年間500トン以上又は特別管理産業廃棄物の発生量が年間50トン以上の事業所（抽出枠）経済センサス - 活動調査による平成24年次フレーム（更新版）に掲載された事業所から、従業員数に応じて全数抽出又は無作為抽出、水道業は全数抽出

【調査方法】（選定）全数、無作為抽出（客体数）約 3000 / 30,000（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）調査実施年度の前年度1年間（4月1日～3月31日）（系統）長野県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成26年6月30日～平成26年8月22日

【調査事項】 1. 事業所の概要、2. 産業廃棄物等発生の有無、3. 事業所での廃棄物等の発生状況、4. 事業所での自己中間処理状況、5. 事業所での自己中間処理以外の処理状況

【調査票名】、5 - 産業廃棄物等に関する意識調査票

【調査対象】（地域）長野県全域（単位）事業所（属性）調査票（建設業）、調査票（運輸業等の自動車に関連する業）、調査票（医療関係）、調査票（鉱業、製造業、その他の業種）の調査対象事業所（抽出枠）調査票（建設業）、調査票（運輸業等の自動車に関連する業）、調査票（医療関係）、調査票（鉱業、製造業、その他の業種）の調査対象事業所のうち、産業廃棄物の発生がある事業所。

【調査方法】（選定）全数（客体数）約 5000 / 50,000（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）調査実施年度の前年度1年間（4月1日～3月31日）（系統）長野県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成26年6月30日～平成26年8月22日

【調査事項】 1. 産業廃棄物の発生量抑制目標値、2. 産業廃棄物の中間処理による減量化目標値、3. 産業廃棄物のリサイクルによる再資源化目標値、4. 産業廃棄物埋立処分量の抑制目標値、5. 産業廃棄物の減量化、再資源化・再利用推進の取組状況、6. 拡大生産者責任についての考え、7. 環境マネジメントシステムの認証取得状況、8. 委託処理費用、9. 自社処理施設の状況

【調査名】 山梨県ひとり親家庭等実態調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年7月9日

【実施機関】 山梨県福祉保健部子育て支援課

【目的】 本調査は、県内の母子世帯、寡婦及び父子世帯の実態を的確に把握し、今後の福祉行政諸施策推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 山梨県ひとり親家庭等実態調査票

【備考】 今回の変更は、報告を求める者、報告を求める事項、報告を求めるために用いる方法並びに報告を求める期間の変更である。

【調査票名】 1 - 山梨県ひとり親家庭等実態調査票

【調査対象】 （地域）山梨県全域 （単位）世帯 （属性）母子世帯、寡婦及び父子世帯 （抽出枠）平成26年7月1日現在の住民基本台帳等により把握した対象世帯から無作為に抽出。

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）4,700 / 13,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成26年8月1日 （系統）山梨県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（4年） （実施期日）平成26年8月1日～平成26年8月22日

【調査事項】 1. 世帯に関する事項、2. 住居に関する事項、3. 職業及び生計に関する事項、4. 児童に関する事項、5. 生活に関する事項、6. 福祉制度に関する事項、7. 悩みや福祉行政への要望に関する事項

【調査名】 職場環境調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年7月9日

【実施機関】 奈良県 産業・雇用振興部 雇用労政課

【目的】 本調査は、奈良県内の事業所における職場環境の実態を明らかにし、労働行政の基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 職場環境調査 調査票

【備考】 今回の変更は、報告を求める者及び報告を求める事項の変更である。

【調査票名】 1 - 職場環境調査 調査票

【調査対象】 （地域）奈良県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」、「製造業」、「運輸業、通信業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属し、常用雇用者が10人以上の事業所（抽出枠）事業所母集団データベースにおける情報を用い、母集団における産業分類別・規模別割合と同様の割合となるよう無作為抽出する。

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,500 / 7,724 （配布）郵送  
（収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年7月末日現在 （系統）奈良県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1年 （実施期日）毎年8月1日～8月末日

【調査事項】 1. 仕事と家庭の両立支援の取組、2. 休日・休暇、3. 定年制、4. 退職金、5. 男女均等な取扱い



【調査名】 栃木県観光客入込数・宿泊数推定調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年7月14日

【実施機関】 栃木県産業労働観光部観光交流課

【目的】 本調査は、栃木県における観光客の入込客数、宿泊数及び観光消費額等を調査し、観光の実態を把握することにより、今後の観光振興施策の立案や観光関連事業者のマーケティングに役立つ有効性の高い観光統計を整備する。

【調査の構成】 1 - 【調査票A】 2 - 【調査票B】 3 - 【調査票C】

【備考】 今回の変更は、報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間並びに報告を求める期間である。

【調査票名】 1 - 【調査票A】

【調査対象】 （地域）栃木県全域 （単位） （属性）県内の観光集客施設・地点の管理者等、行祭事・イベントの実施者等（抽出枠）県が示す基準に基づき県で作成した県内の観光集客施設・地点等及び宿泊施設等の管理者名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）観光集客施設・地点等：約1000 宿泊施設等：約1000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）観光客入込客数に関する事項：1月から12月の1年間の実績 観光客宿泊客数に関する事項：1月から6月の半年間の実績及び7月から12月の半年間の実績

（系統）栃木県 - 市町村 - 報告者

【周期・期日】 （周期）観光客入込客数に関する事項：毎年（平成元年1月以降調査） 観光客宿泊客に関する事項：半年（平成26年1月調査以降）（実施期日）観光入込客に関する事項：2月の末日 観光宿泊客に関する事項：8月の末日及び2月の末日

【調査事項】 1．観光地点名、2．観光入込客・宿泊数把握方法、3．観光入込客・宿泊客数、4．増減理由等

【調査票名】 2 - 【調査票B】

【調査対象】 （地域）栃木県全域 （単位） （属性）前年の観光入込客数が年間1万人以上若しくは、前年の特定月の観光入込客数が5千人以上の観光地点の管理者、行祭事・イベントの実施者等（抽出枠）観光庁が示す基準に基づき県で作成した県内の観光集客施設・地点等の管理者名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）約600 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）四半期毎の実績 （系統）栃木県 - 市町村 - 報告者

【周期・期日】 （周期）四半期（平成23年1月以降調査）（実施期日）3月、5月、8月、11月のそれぞれ末日

【調査事項】 1. 観光地点名、2. 観光入込客把握方法、3. 観光入込客数、4. 行祭事・イベント、5. 開催期間、6. 活動情報等

【調査票名】 3 - 【調査票C】

【調査対象】 (地域) 栃木県全域 (単位) 個人 (属性) 県で作成した観光地点名簿から選定した15箇所の観光地点を訪れる観光客 (抽出枠) 観光庁が示す基準にも基づき県で作成した観光地点名簿から選定した15箇所の観光地点を訪れる観光客から無作為抽出

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 18,000 / 30,000,000 (配布) 調査員 (収集) 調査員 (記入) 他計 (把握時) 各四半期の休日からランダムに選定した1日 (系統) 栃木県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 四半期 (平成23年1月以降調査) (実施期日) 調査実施日と同日

【調査事項】 1. 出発地、2. 年齢、3. 旅行形態、4. 来訪目的、5. 来訪回数、6. 移動手段、7. 旅行費用

【調査名】 血液製剤使用量等調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年7月14日

【実施機関】 兵庫県健康福祉部健康局薬務課薬務指導班

【目的】 本調査は、兵庫県における血液製剤適正使用推進の指標とするため、県内の病院を対象に、院内体制状況及び血液製剤使用量・廃棄量等の状況を調査する。

【調査の構成】 1 - 血液製剤使用量等報告書

【備考】 今回の変更は、報告を求める事項の変更である。

【調査票名】 1 - 血液製剤使用量等報告書

【調査対象】 （地域）兵庫県全域 （単位）保健・医療施設 （属性）調査対象期間中に輸血用血液製剤の取扱いがあった一般病床を有する病院（抽出枠）調査対象期間中に輸血用血液製剤の取扱いがあった一般病床を有する病院（兵庫県赤十字血液センター供給実績による）

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）約250 （配布）郵送 （収集）郵送・オンライン・その他（FAX） （記入）自計 （把握時）調査実施年の前年度1年間 （系統）兵庫県・兵庫県合同輸血療法委員会 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1年 （実施期日）7月下旬～8月下旬

【調査事項】 1.輸血療法委員会設置の有無、2.輸血部門設置の有無、3.日本輸血・細胞治療学会の認定医療従事者の有無、4.日本自己輸血学会の認定医療従事者の有無、5.院内在庫血液設定本数、6.血液製剤使用状況、7.輸血用血液製剤、8.輸血用血液製剤の診療科別の把握、9.自己血輸血、10.アルブミン製剤使用量、11.輸血事故・副作用対策、12.輸血管理料等の収得の有無

【調査名】 新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年7月15日

【実施機関】 新潟県産業労働観光部労政雇用課、新潟市経済部雇用対策課

【目的】 本調査は、新潟県内の民間事業所に雇用されている労働者の賃金、労働時間、休日等労働条件の実態を明らかにし、労務管理の改善、労使関係の安定化のための基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査票（事業所票） 2 - 新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査票（個人票）

【備考】 今回の変更は、報告を求める者の変更である。

【調査票名】 1 - 新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査票（事業所票）

【調査対象】 （地域）新潟県全域（新潟市地域は、新潟市が実施）（単位）事業所（属性）日本標準産業分類に定める産業分類が「農業、林業」、「漁業」及び「公務」を除く産業に属する常用労働者を10人以上雇用する事業所（抽出枠）平成24年経済センサス母集団名簿（常用労働者10人以上雇用する事業所のみ）から、産業別・従業者規模別に抽出する。

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）4,000/20,000（配布）郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）毎年7月31日現在（系統）（新潟市以外）新潟県 - 報告者、（新潟市）新潟県 - 新潟市 - 報告者

【周期・期日】（周期）1年（実施期日）毎年7月31日～9月30日

【調査事項】 1. 企業全体の現況（1）企業全体の常用労働者数、（2）資本金又は出資金、2. 事業所の現況（1）労働組合の有無、（2）労働者構成、（3）派遣労働者数、3. 初任給（1）学歴・職種別初任給額、（2）学歴・職種別採用人数、（3）県外学校出身者数、4. 労働時間制度（1）1日・1週の所定労働時間数、（2）変形労働時間制の採用状況、（3）週休制の形態、5. 年間休日数（年間休日数の状況）6. 年次有給休暇（年次有給休暇の取得状況）7. 特別休暇制度（特別休暇制度の状況）8. 育児休業制度（1）育児休業制度の有無、（2）育児休業制度の整備状況、（3）育児休業の取得状況、9. 介護休業制度（1）介護休業制度の有無、（2）介護休業制度の整備状況、（3）介護休業の取得状況、10. 仕事と家庭の両立のための支援制度（1）仕事と家庭の両立の支援制度の有無、（2）制度状況、11. 賃金の支払形態（賃金の支払形態別の労働者数）

【調査票名】 2 - 新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査票（個人票）

【調査対象】 （地域）新潟県全域（新潟市地域は、新潟市が実施）（単位）個人（属

性)日本標準産業分類に定める産業分類が「農業、林業」、「漁業」及び「公務」を除く産業に属する常用労働者を10人以上雇用する事業所(抽出枠)平成24年経済センサス母集団名簿(常用労働者10人以上雇用する事業所のみ)から、産業別・従業者規模別に抽出する。

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)4,000/20,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年7月31日現在 (系統)(新潟市以外)新潟県-報告者、(新潟市)新潟県-新潟市-報告者

【周期・期日】 (周期)1年 (実施期日)毎年7月31日~9月30日

【調査事項】 1.性別、2.年齢、3.勤続年数、4.就業形態、5.最終学歴、6.労働者の職種、7.7月分の所定内労働時間数及び所定外労働時間数、8.7月分の所定内賃金額及び所定外賃金額

【調査名】 若年女性の雇用・活用に関するアンケート調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年7月16日

【実施機関】 大阪府商工労働部商工労働総務課

【目的】 女性をめぐる厳しい雇用・就業環境、また、政府の成長戦略における女性活用の重視などを背景に、若年女性が社会に参加し、生活と仕事の両立を図りながら自らのキャリアパスを築き、継続的に就業できることが政策課題となっている。これを受けて、府内の企業における、若年女性の雇用・活用の実態と、若年女性従業員の就業及び就業環境に対する意識等を把握し、女性の雇用が進まない背景や雇用を促進するために求められる取組などについて探索する。そして、「就業している女性」はもとより、「就業経験のない女性」や「離職した非就業の女性」が働けるために、企業の内外で求められる環境づくりや制度整備の方向性など、今後必要な施策を検討する基礎資料にすることを本調査は目的とする。

【調査の構成】 1 - 若年女性の雇用・活用に関するアンケート調査票（企業担当者）  
2 - 若年女性の雇用・活用に関するアンケート調査票（従業員）

【備考】 今回の変更は、報告を求める者及び報告を求めるために用いる方法の変更である。

【調査票名】 1 - 若年女性の雇用・活用に関するアンケート調査票（企業担当者）

【調査対象】（地域）大阪府全域（単位）企業（属性）「関西優良企業就活ガイド2015（Vol.1,2）」（大阪府・日本データビジョン（株）発行/1011社所収）データベース（データベース1）及び「OSAKAしごとフィールド」登録企業のデータベース（3636社）（データベース2）のうち、大阪府内に立地する民間事業所のうち、全業種の会社に該当する法人の事業所で、国内従業員（常用雇用者）数が50人以上の単一事業所企業または複数事業所企業。（抽出枠）データベース1については、国内従業員（常用雇用者）数が50人以上の単一事業所企業または複数事業所企業の全数を選択し、データベース2については、重複や不適切企業等排除の有意抽出により選定する。

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）1,466/4,647（配布）郵送・その他（留置調査）（収集）オンライン・その他（FAX）（記入）自計（把握時）平成26年7月1日（系統）配布：大阪府 - 民間事業者 - 報告者、回収：報告者 - 大阪府

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）平成26年7月14日～10月31日

【調査事項】 1.企業概要、2.若年女性の雇用・活用に関する制度や仕組みなどの取組の現状、3.女性の雇用・活用の実態

【調査名】 労働状況実態調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年7月16日

【実施機関】 川崎市経済労働局労働雇用部

【目的】 本調査は、川崎市内の民間企業・事業所の労働時間、雇用状況を中心とした労働事情を明らかにし、勤労者福祉の向上及び各事業所の企業活力の増進に資することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 労働状況実態調査票

【備考】 今回の変更は、報告を求める事項の変更である。

【調査票名】 1 - 労働状況実態調査票

【調査対象】 （地域）川崎市全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属する事業所とする。「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）（中分類93「政治・経済・文化団体」を除く。）」ただし、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）（中分類93「政治・経済・文化団体」を除く。）」の産業分類については、本調査では、「サービス業」とした。（抽出枠）川崎市事業者名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000/3,500 （配布）郵送（取集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年8月1日現在 （系統）川崎市 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）8月1日～8月最終金曜日

【調査事項】 1. 事業所の属性（主な産業、労働組合の有無、正社員数、非正社員数）  
2. 景気動向・経営状況、3. 週休形態、4. 所定労働時間・日数等、5. 年次休暇の取得状況、6. 雇用状況、7. 各種制度（定年制度、退職金制度、再雇用・再任用制度、育児休業制度、介護休業制度、子の看護休暇）の整備状況、8. ワークライフバランスの取組状況、9. 雇用の現状と課題（定着率、女性管理職、正規社員への登用、高齢者・障害者雇用、消費増税の影響）

【調査名】 労働環境等調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年7月17日

【実施機関】 栃木県産業労働観光部労働政策課

【目的】 本調査は、人口減少・少子高齢化の進行や経済のグローバル化をはじめ、高度情報化の進展、価値観やライフスタイルの多様化など、近年、労働者の働く環境は急激に変化している。このため、県内の事業所等に雇用される労働者の労働環境及び労働条件等の実態を明らかにし、今後の労働行政推進上の基礎資料とするとともに、企業における労働環境及び労働条件等の改善並びに労使関係の安定に資することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 労働環境等調査票

【備考】 今回の変更は、報告を求める事項の変更である。

【調査票名】 1 - 労働環境等調査票

【調査対象】 （地域）栃木県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類のうち、「農業，林業」，「漁業」，「鉱業，採石業，砂利採取業」，「建設業」，「製造業」，「電気・ガス・熱供給・水道業」，「情報通信業」，「運輸業，郵便業」，「卸売業，小売業」，「金融業，保険業」，「不動産業，物品賃貸業」，「学術研究，専門・技術サービス業」，「宿泊業，飲食サービス業」，「生活関連サービス業，娯楽業」，「教育，学習支援業」，「医療，福祉」，「複合サービス事業」，「サービス業（他に分類されないもの）」に属する常用労働者10名以上の県内の2000事業所（抽出枠）事業所母集団データベース

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000 / 18,170 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年9月30日現在 （系統）栃木県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年10月初旬～10月末日

【調査事項】 1．事業所の現況、2．事業所の労働者数、3．仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取組状況、4．育児のための両立支援制度の取組状況、5．介護のための両立支援制度の取組状況、6．男女雇用機会均等について



【調査名】 新潟市景況調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年7月22日

【実施機関】 新潟市経済部産業政策課

【目的】 本調査は、新潟市内の民営事業所について景気動向を把握し、地域産業の振興施策を検討するうえでの基礎資料とする。

【調査の構成】 1 - 新潟市景況調査票

【備考】 今回の変更は、報告を求める事項の変更によるものである。

【調査票名】 1 - 新潟市景況調査 調査票

【調査対象】 （地域）新潟市全域 （単位）事業所 （属性）事業所母集団のデータベースの産業分類に掲げる「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属する市内民営事業所。（抽出枠）事業所母集団データベースの名簿をもとに、市内の民営事業所を「建設業」、「製造業」、「運輸・通信業」、「卸・小売業」、「飲食・宿泊業」、「サービス業」の6業種に分ける。それぞれの業種を、小規模（従業者数1～4人）、中規模（従業者数5～19人）、大規模（従業者数20人以上）に分類し、各層から111事業所を抽出する（「卸・小売業」と「サービス業」の小規模は112事業所を抽出）。

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000/33,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）上期：4月から9月まで、下期：10月から翌年3月まで （系統）新潟市 - 報告者

【周期・期日】 （周期）半年 （実施期日）上期：8月下旬～9月上旬、下期：2月下旬～3月上旬

【調査事項】 1.業況、2.(ア)生産・売上、(イ)受注状況、3.(ア)出荷量、(イ)出荷額、4..(ア)製・商品在庫、(イ)原材料在庫、5.(ア)仕入価格、(イ)販売価格、(ウ)資金繰り、(エ)正社員の数、(オ)臨時・パート社員等の数、(カ)所定外労働時間、(キ)1人当たり人件費、6.(ア)生産設備、営業用設備、(イ)設備投資、(ウ)設備投資目的、7.経営上の問題、8.(ア)事業所の動向、(イ)業界の動向、9.消費税率引き上げに伴う状況、10.事業継続計画(BCP)の策定状況等、11.市の産業支援施策についての意見・要望

【調査名】 中小企業景況調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年7月24日

【実施機関】 愛知県産業労働部産業労働政策課

【目的】 本調査は、県内中小企業の産業活動の動向に関する基礎的な事項について把握し、地域経済に関する施策の企画・立案及び効果的な推進を図ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 中小企業景況調査票

【備考】 今回の変更は、報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間である。

【調査票名】 1 - 中小企業景況調査票

【調査対象】（地域）愛知県内全域（単位）事業所及び企業（属性）製造業、卸・小売業、建設業、サービス業を営む中小企業（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿を用いて、以下の基準に該当する愛知県に本社を置く企業から無作為抽出、1 - 製造業・建設業（資本金3億円以下又は従業員300人以下）、2 - 卸売業（資本金1億円以下又は従業員300人以下）、3 - 小売業（資本金5千万円以下又は従業員50人以下）、4 - サービス業（資本金5千万円以下又は従業員100人以下）

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）2,000/162,000（配布）郵送・その他（FAX）（収集）郵送・その他（FAX）（記入）自計（把握時）毎年4～6月期、7～9月期、10～12月期、1～3月期（系統）愛知県一報告者

【周期・期日】（周期）毎年四半期（実施期日）毎年4～6月期（実施開始日である6月1日に到達するよう5月末日の3日前頃）、7～9月期（実施開始日である9月1日に到達するよう8月末日の3日前頃）、10～12月（実施開始日である12月1日に到達するよう11月末日の3日前頃）、1～3月期（実施開始日である3月1日に到達するよう2月末日の3日前頃）

【調査事項】 1 - 業種、従業員数、当期の経営実績、採算、設備投資、雇用人員、金融機関の貸出態度及び経営上の問題点、行政が今後強化すべき支援策、来期の見通し、採算及び設備投資の計画、2 - 四半期ごとに変更する事項 大学等新卒者の採用動向（毎年1 - 3月期）、新卒者の採用動向等（平成26年7 - 9月期）

【調査名】 雇用管理実態調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年7月24日

【実施機関】 山口県 商工労働部 労働政策課

【目的】 本調査は、山口県下の民営事業所で働く女性労働者（パートタイム労働者を含む。）管理の実態を把握し、今後の女性労働者の地位向上と福祉の増進を図るための基礎資料とするとともに、併せて労使関係者の理解の増進に供することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 雇用管理実態調査票

【備考】 今回の変更は、調査対象の範囲（属性的範囲）報告を求める者、報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間（調査事項の一部）並びに報告を求める期間（調査の実施期間）である。

【調査票名】 1 - 雇用管理実態調査票

【調査対象】 （地域）山口県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類のうち、「鉱業，採石業，砂利採取業」，「建設業」，「製造業」，「電気・ガス・熱供給・水道業」，「情報通信業」，「運輸業，郵便業」，「卸売業，小売業」，「金融業，保険業」，「不動産業，物品賃貸業」，「学術研究，専門・技術サービス業」，「宿泊業，飲食サービス業」，「生活関連サービス業，娯楽業」，「教育，学習支援業」，「医療，福祉」，「複合サービス事業」，「サービス業（他に分類されないもの）」に属し、常用雇用する労働者の数が5人以上の民営事業所（抽出枠）平成24年経済センサス - 活動調査に係る事業所名簿の中の5人以上の民営事業所から無作為に抽出する。

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）2,000/25,500（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成26年6月30日現在（系統）山口県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）3年（実施期日）平成26年8月1日～9月1日

【調査事項】 1. 企業の概要（1）業種、（2）企業規模、2. 女性労働者に関する項目（1）仕事と家庭の両立での重要項目、（2）仕事と家庭の両立での問題点・課題、（3）女性管理職の状況、（4）女性の活用に当たっての問題点、（5）女性の能力発揮の意識啓発、（6）女性の継続就業（キャリア形成）（7）女性の継続就業（キャリア形成）推進理由、（8）女性の継続就業（キャリア形成）未推進理由、（9）女性の能力発揮行政施策、（10）ポジティブアクションの取組状況、（11）ポジティブアクションの具体的な取組状況、（12）セクハラ防止措置の状況、（13）セクハラ防止措置の具体的な取組状況、（14）出産状況、（15）出産等に伴う特別休暇（有給）制度の規定状況、（16）出産等に伴う特別休暇（有給）制度の利用状況、（17）

育児休業制度の規定状況、( 1 8 )育児休業期間及び期間中の賃金の状況、( 1 9 ) 育児休業取得の状況、( 2 0 ) 育児休業のための勤務時間短縮等の規定状況、( 2 1 ) 育児休業

のための勤務時間短縮等の制度内容、( 2 2 )育児休業のための勤務時間短縮等の利用期間、( 2 3 ) 妊娠、出産、育児や介護等の退職者の再雇用制度の状況、( 2 4 ) 妊娠、出産、育児や介護等の退職者の状況、( 2 5 ) 男性の育児休業取得意識、( 2 6 ) 男性の育児休業取得未推進者の理由、( 2 7 ) 男性の育児休業取得促進の取組状況、( 2 8 ) 男性の育児休業取得促進の行政施策、( 2 9 ) 介護休業制度の利用状況、( 3 0 ) 介護休業期間中の賃金、( 3 1 ) 介護休業の勤務時間短縮等の規定状況、( 3 2 ) 介護休業の勤務時間短縮等の制度内容、( 3 3 ) 介護による退職者人数、3 .女性パートタイム労働者に関する事項 ( 1 ) パートタイム労働者就業規則の規定状況、( 2 ) パートタイム労働者就業規則の種類、( 3 ) パートタイム労働者採用時の労働条件明示方法、( 4 ) 正社員への転換制度の有無

【調査名】 市町村民経済計算作成のための基礎資料収集調査(平成26年届出)

【受理年月日】 平成26年7月28日

【実施機関】 宮城県震災復興・企画部統計課

【目的】 本調査は、県内市町村の経済活動を明らかにし、市町村民経済計算作成のための基礎資料にすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 市町村民経済計算作成のための基礎資料収集調査票

【備考】 今回の変更は、報告を求める者の変更である。

【調査票名】 1 - 市町村民経済計算作成のための基礎資料収集調査票

【調査対象】 (地域)宮城県全域 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類におけるガス業、運輸に附帯するサービス業のうち、市町村民経済計算において、公的企業及び一般政府に分類される事業所

(抽出枠)直近の経済センサス基礎調査又は活動調査の名簿を用いる。法人企業統計調査や地方財政状況調査などの他の一次統計において、推計に必要な数値を得ることができない事業所を抽出

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)85 / 694 (配布)郵送・オンライン  
(収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)4月1日～翌年3月31日 (系統)宮城県 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)8月から9月

【調査事項】 1. ガス業の収益及び費用、2. 市町村別供給量、3. 固定資産税額等、4. 公的企業及び一般政府における農水産業の生産額、5. 市町村別土木工事額及び採石・砂利生産額、6. 一部事務組合負担金等

【調査名】 労働条件等実態調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年7月30日

【実施機関】 宮崎県 商工観光労働部 労働政策課

【目的】 本調査は、宮崎県内の民間事業所に雇用されている労働者の労働条件等を把握し、その実態を明らかにするとともに、今後の労働行政の基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 労働条件等実態調査票

【備考】 今回の変更は、報告を求める者及び報告を求める事項の変更である。

【調査票名】 1 - 労働条件等実態調査票

【調査対象】 （地域）宮崎県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「農業、林業」「漁業」「公務（他に分類されるものを除く）」「分類不能の産業」を除く産業に属し、従業者数が5人以上の事業所（抽出枠）事業所母集団データベースから事業所リストを作成し、産業分類及び従業規模により層化した上で、無作為に抽出する。

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,200/15,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年8月31日現在 （系統）宮崎県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1年 （実施期日）毎年8月下旬～9月末日

【調査事項】 1. 事業所の状況、2. 休日・休暇、3. 退職金制度、4. ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立支援）、5. 育児・介護休業制度、6. 心の健康対策（メンタルヘルスケア）、7. パワーハラスメントとセクシャルハラスメント

【調査名】 食品の安全等に関する県民意識調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年7月31日

【実施機関】 群馬県 健康福祉部 食品安全局 食品安全課

【目的】 本調査は、群馬県食品安全基本計画及び群馬県食育推進計画が平成27年度末に終期を迎えることから、食の安全・食育等に関する県民意識を的確に把握し、新計画の策定の基礎資料として活用するために、実施することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 食品の安全等に関する県民意識調査票（一般県民）、2 - 食品の安全等に関する県民意識調査票（食品事業者）、3 - 食品の安全等に関する県民意識調査票（幼児保護者）

【備考】 今回の変更は、調査の名称、調査の目的、調査対象の範囲、報告を求める者、報告を求める事項及び報告を求める期間の変更である。

【調査票名】 1 - 食品の安全等に関する県民意識調査票（一般県民）

【調査対象】（地域）群馬県全域（単位）個人（属性）20歳以上の一般県民（抽出枠）選挙人名簿により無作為に抽出する。

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）1,500 / 1,619,619（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査時（系統）群馬県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）不定期（食品安全基本計画策定時。おおむね5年）（実施期日）平成26年8月29日～9月12日

【調査事項】 1. 食品の安全に関する事項、2. 食育に関する事項等

【調査票名】 2 - 食品の安全等に関する県民意識調査票（食品事業者）

【調査対象】（地域）群馬県全域（単位）事業者（属性）食品事業者（抽出枠）営業許可台帳、電話帳等を用いて、産業分類を考慮しながら無作為に抽出する。

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）750 / 91,832（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査時（系統）群馬県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）不定期（食品安全基本計画策定時。おおむね5年）（実施期日）平成26年8月29日～9月12日

【調査事項】 1. 食品の安全に関する事項、2. 食育に関する事項等

【調査票名】 3 - 食品の安全等に関する県民意識調査票（幼児保護者）

【調査対象】（地域）群馬県全域（単位）保護者（属性）幼児保護者（抽出枠）幼児人口に応じ市町村別に施設（幼稚園等45）を無作為抽出し、抽出した

施設において報告者（幼児保護者10）を選定する。

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）450 / 77,803（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査時（系統）群馬県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）不定期（食品安全基本計画策定時。おおむね5年）（実施期日）平成26年8月29日～9月12日

【調査事項】 1．食品の安全に関する事項、2．食育に関する事項等



【調査名】 東京都男女雇用平等参画状況調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年7月31日

【実施機関】 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課

【目的】 本調査は、ハラスメントを含む職場内のトラブルによって、職業生活に強いストレスを感じ心の健康を損なう労働者は増加している観点から、社会的にハラスメントに関する興味関心が高まっていることを踏まえ、職場のハラスメントへの取組等を重点的に調査する。また、平成26年度は3年に一度の経年調査の年に当たるため、企業における従業員の募集、採用、配置、昇進等の雇用管理の実態と育児・介護休業制度の状況を調査し、経年比較を行うことで職場環境の実態と課題を把握し、今後の男女雇用平等推進施策を効果的に行うために活用することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 事業所調査票 2 - 男女従業員調査票

【備考】 今回の変更は、調査テーマ変更に伴う調査事項の変更である。

【調査票名】 1 - 事業所調査票

【調査対象】 （地域）東京都全域（島しょ地域を除く。）（単位）事業所（属性）日本標準産業分類に掲げる大分類のうち「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」（「94 宗教」は除く。）の13業種に属する従業員規模30人以上の事業所（抽出枠）平成24年経済センサス-活動調査結果名簿の上記産業分類の事業所から5000事業所を無作為抽出し、さらに従業員規模（事業所及び企業全体）、産業分類（事業所及び企業全体）を勘案し、2500事業所を抽出する。

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）2,500/44,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）毎年9月1日現在（系統）東京都 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）9月1日～9月17日

【調査事項】 1. 事業所の概要、2. 男女雇用管理に関する取組、3. 育児・介護等に関する事項、4. 職場のハラスメントに関する事項

【調査票名】 2 - 男女従業員調査票

【調査対象】 （地域）東京都全域（島しょ地域を除く。）（単位）事業所（属性）日本標準産業分類に掲げる大分類のうち「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、

「運輸業，郵便業」，「卸売業，小売業」，「金融業，保険業」，「不動産業，物品賃貸業」，「学術研究，専門・技術サービス業」，「宿泊業，飲食サービス業」，「生活関連サービス業，娯楽業」，「教育，学習支援業」，「医療，福祉」，「サービス業（他に分類されないもの）」（「94 宗教」は除く。）の13業種に属する従業員規模30人以上の事業所に勤務する男女従業員（抽出枠）2500事業所の中から、事業所調査票（人事労務担当者が回答）と併せて従業者調査票（2通）を送付し、男性従業員、女性従業員から、事業所が任意にそれぞれ1名選定する。

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）5,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）毎年9月1日現在（系統）東京都 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）9月1日～9月30日

【調査事項】1．回答者プロフィール、2．雇用管理の概況について、3．育児・介護等に関する事項、4．職場のハラスメントに関する事項

【調査名】 大阪府景気観測調査（平成26年届出・2回目）

【受理年月日】 平成26年7月31日

【実施機関】 大阪府商工労働部商工労働総務課

【目的】 本調査は、四半期ごとの大阪府内民営事業所の景気動向を広く府民に公表するとともに、大阪府商工労働行政の施策立案の基礎資料にするために調査を行う目的とする。

【調査の構成】 1 - 大阪府景気観測調査票

【備考】 今回の変更は、報告を求める事項の変更である。

【調査票名】 1 - 大阪府景気観測調査票

【調査対象】 （地域）大阪府全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」「製造業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売、小売業」「不動産業、物品賃貸業」「宿泊業、飲食サービス業」及び中分類「専門サービス業（他に分類されないもの）」「広告業」「技術サービス業（他に分類されないもの）」「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「廃棄物処理業」「自動車整備業」「機械等修理業（別掲を除く）」「職業紹介・労働者派遣業」「その他の事業サービス業」に属し、単独および本所・本社・本店の民営事業所（抽出枠）事業所母集団データベースを用い、属性的範囲であげた業種ごとに、当該業種中に所在する単独および本所・本社・本店の民営事業所から無作為抽出する層化二段抽出により選定する。

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）6,500 / 302,544 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施四半期の実績見込み（一部、次の四半期の予定） （系統）大阪府 - 報告者

【周期・期日】 （周期）四半期（平成26年8月調査以降） （実施期日）提出期限は、5月、8月、11月、2月のそれぞれ翌月中旬

【調査事項】 1. 每期共通するもの （1）事業所概要（業種、業態、従業員規模） （2）今期の業況判断（前期比、前年同期比） （3）来期の業況判断（見込み） （4）出荷・売上高、 （5）製・商品、サービス、請負等の単価、 （6）原材料、部品等の価格、 （7）営業利益水準、営業利益判断、 （8）雇用状況、 （9）来期の雇用予定人員、 （10）資金繰り、 （11）設備投資、 2. 各期で個別に調査する項目 （2）7 - 9月期 ア. 今年の賞与（正規雇用者を対象として）の実績と見込み、 イ. 人材不足の状況と事業への影響